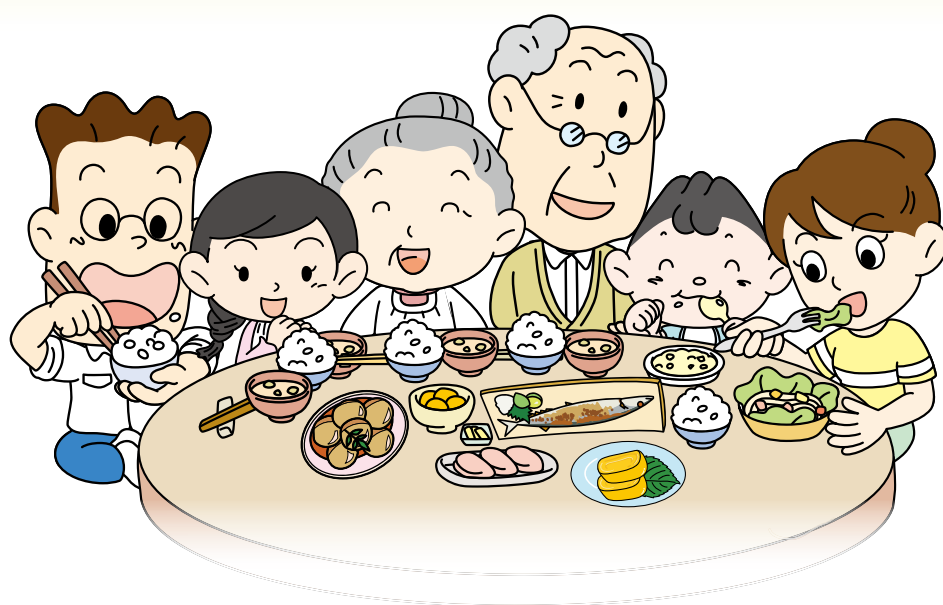


～ 家族そろって 学び 楽しむ 食育ふくい ～

福井市食育推進計画

〔改訂版〕

平成24年度 ～ 平成28年度



福 井 市

目 次

■ 第1章 概要

1 計画改訂の趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
4 計画の推進方法	

■ 第2章 計画の基本的考え方

1 基本理念	5
2 基本目標	5
3 基本方針	6

■ 第3章 推進目標（数値目標）

1 元気な子どもの育成	7
2 健康長寿ふくい	10
3 食育で地域の活性化	17
ー推進目標（数値目標）のまとめー	20

■ 第4章 具体的な行動計画

1 重点的視点	21
（1） 元気な子どもの育成 ー共食によるコミュニケーションの充実ー	
（2） 健康長寿ふくい ー食べることの意義を知るー	
（3） 食育で地域の活性化 ー農林漁業体験等の充実ー	
2 施策の方向	23
家庭における食育の推進	24
保育所・学校等における食育の推進	27
地域における食育の推進	30
生産者と消費者との交流と地産地消の促進	38
環境と調和のとれた農林漁業の活性化	43
食文化の継承のための活動への支援	45
食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供	48
市民運動の展開	51
3 施策の体系	55

■ 資料編

1	ライフステージに応じた主な食育のポイント……………	1
2	コラム	
	食育の語源……………	2
	メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）について……………	3
	食べ合わせについて……………	4
3	福井市食育推進計画〔改訂版〕策定の取組……………	5
4	第2次食育推進基本計画（平成23年3月31日食育推進会議決定）………	21

第1章 概要

1 計画改訂の趣旨

福井市では、平成20年度から平成23年度までを計画期間として「生涯を通じて健康に暮らせる社会をつくる」ことを基本理念に掲げ、福井市食育推進計画を策定しました。

その4年間、「元気な子どもの育成」「健康長寿ふくい」「食育で地域の活性化」の基本目標に基づき、食育を市民運動として展開する体制づくりや食に関する正しい知識の普及に取り組んできました。

その結果、朝食を食べる小・中学生や適正体重者の割合が増えるなどの成果が出ています。

また、食育活動を行う団体、市民グループ、個人で組織された「ふくい食育市民ネットワーク」において、食育に関する情報提供や各種の啓発事業が積極的に行われてきました。

しかし、食育に関心を持つ市民の割合や家族で食事をとる市民の割合が策定当初より減少しているという現状もあり、今後、取組を強化すべき課題となりました。

また、国では、平成23年3月に第2次食育推進基本計画を策定し、前計画の基本方針等を踏まえながらも「生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進」「生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進」「家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進」を新たに重点課題に据え、単なる食育の周知にとどめることなく国民自らが食育活動を実践することを推進するよう定めています。

このような状況を踏まえ、本市では、今回、平成20年3月に策定した食育推進計画の基本理念及び基本目標を継承しながら、国の第2次食育推進基本計画での改正点や本市独自の取組を盛り込み、計画を改訂します。

まず、国の第2次食育推進基本計画がそのコンセプトを食育の周知からその実践に改めていることを踏まえ、この計画においても「推進目標（数値目標）」の一部を実践に力点を置いた項目に組み替えています。具体的には、「認知している」や「関心を持っている」といった受動的な状況を把握する項目を、「実践している」や「知識を持っている」といった能動的な状況を把握する項目に組み替えるとともに、食育推進の根幹は市民の意識を高め行動を促すことにあるとの観点から、目標数値については到達可能な水準ではなく、目指すべき水準として高めに設定しています。

加えて、この計画に掲げられている3つの基本目標に沿った各々の「重点的視点」についても、国の第2次食育推進基本計画の重点課題を参考に新たな項目を設け、本市として取り組む推進施策をより分かりやすく取りまとめています。具体的には、「共食によるコミュニケーションの充実」「食べることの意義を知る」「農林漁業体験等の充実」といった能動的な項目を設けることにより、基本目標に向けた行動の方向性をより明らかにしています。

今から 115 年前に日本で初めて「食育」という考え方を提唱した本市出身の医師石塚左玄の教えは、今日の食育基本法の基となっており、本市においても、その郷土の偉人の教えを紐解きながら、特色ある食育を推進していきます。

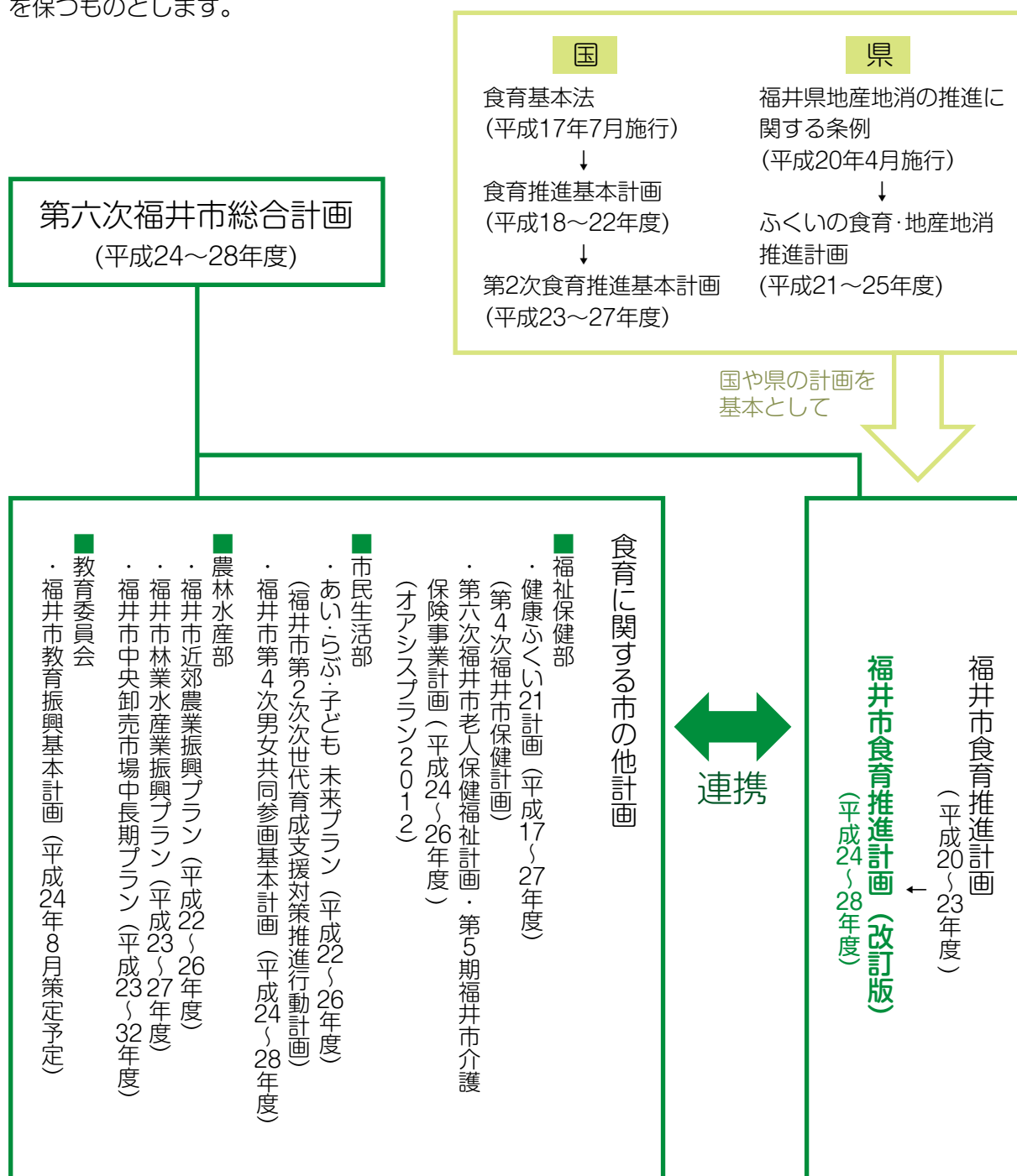
このことにより平成 24 年度から平成 28 年度までの計画期間、この計画に基づき、食育の推進を市民運動として展開し、市民が生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指します。

2 計画の位置付け

この計画は、福井市食育推進計画（平成20年3月策定）の改訂版であり、同計画の基本理念、基本方針、基本目標を継承しています。

また、食育基本法の目的、基本理念を踏まえ、同法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置付けます。

なお、本市として食育に関する基本的な事項について定めるものであり、他の諸計画との調和を保つものとします。



3 計画の期間

平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間とします。

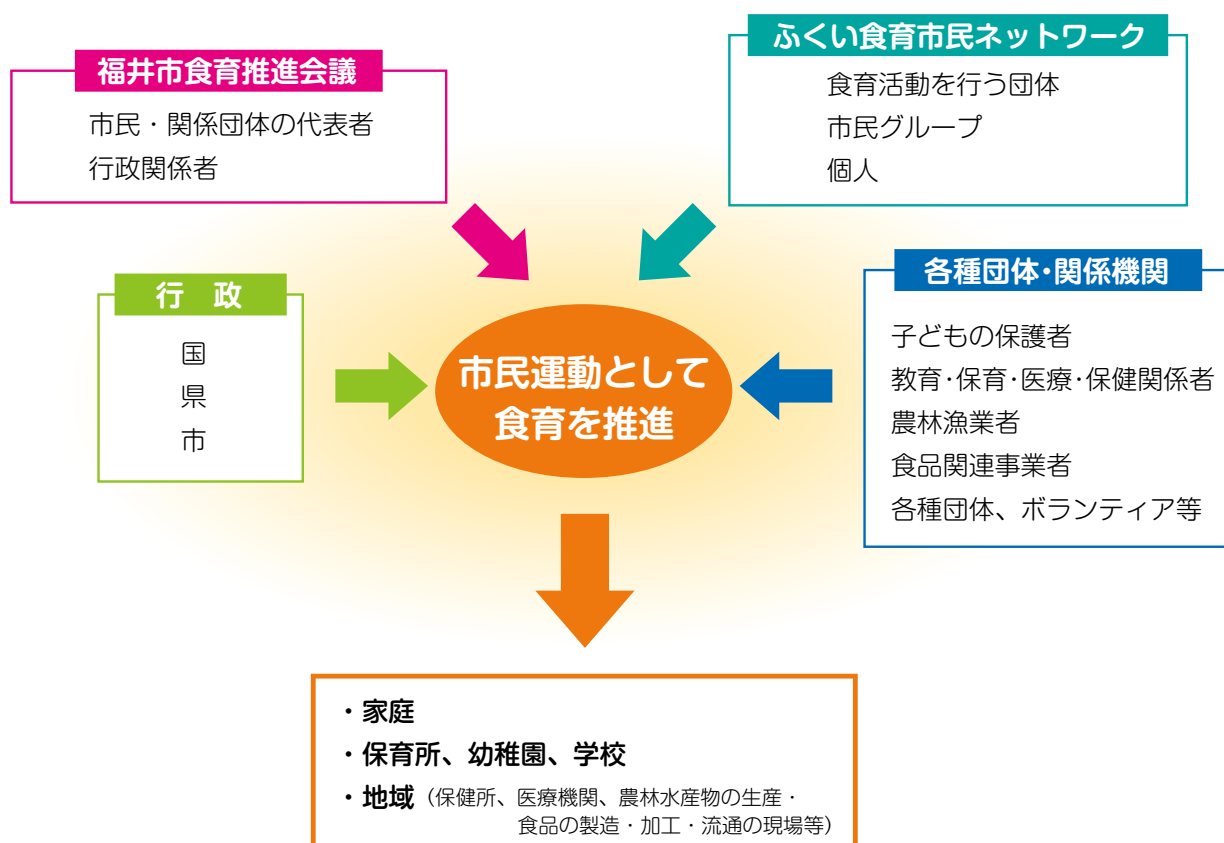
なお、食育に関する施策を計画的に推進するため、この計画で定めた目標の達成状況等を定期的に検証するとともに、社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の推進方法

この計画は、本市における食育の目指すべき方向を示し、その実現のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

平成 20 年 6 月には、食育活動を行う団体、市民グループ、個人を会員とする「ふくい食育市民ネットワーク」が設立され、市民主体の食育推進活動が展開されてきました。

今後も、この計画に基づき、行政と福井市食育推進会議やふくい食育市民ネットワークをはじめとする各種団体や関係機関が連携・協力し、食育を推進します。



第2章 計画の基本的考え方

この計画が継承している「福井市食育推進計画（平成20年3月策定）」では、次のとおり基本理念、基本目標、基本方針を定めています。

1 基本理念

この計画に基づき、食育の推進を市民運動として展開することにより、市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指すことから、本計画における基本理念を「生涯を通じて健康に暮らせる社会をつくる」とします。

2 基本目標

目指すべき食育の目標として、次の3つの基本目標を掲げます。

(1) 元気な子どもの育成

子どもの成長段階に合わせた継続的な食育の推進や、食や農林漁業に関する様々な体験や学習を通じて「元気な子どもの育成」を目指します。

(2) 健康長寿ふくい

人生の早い段階から食に関する知識を得て、生活習慣や食習慣の改善を通じて、健康で長生きできる人生を送ることを目的として「健康長寿ふくい」を目指します。

(3) 食育で地域の活性化

環境と調和のとれた地元食材の生産拡大や地域の食文化の伝承等を通じて「食育で地域の活性化」を図ることを目指します。

3 基本方針

食育の推進に当たっては、国の食育推進基本計画に準拠して、次の基本方針により推進します。

(1) 市民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

健全な食生活に必要な知識や判断力等が年齢や健康状態、さらに、生活環境によっても異なる部分があることに配慮しつつ、市民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指します。

(2) 食に関する感謝の念と理解

様々な活動等を通じて、市民の食に関する感謝の念や理解が深まっていくよう配慮します。

(3) 食育推進運動の展開

市民や民間団体等の自発的意思を尊重するとともに、多様な主体の参加と連携・協力を立脚した市民運動として推進することを目指します。

(4) 子どもの成長に合わせた食育の推進

子どもの保護者や教育等に携わる関係者の意識向上を図り、食について楽しく学ぶことができるよう、子どもの成長に合わせた取組を推進します。

(5) 食に関する体験学習と食育推進活動の実践

家庭、保育所・学校や地域等、社会の様々な分野において、多様な関係者から食を学ぶ機会が提供され、市民が意欲的に食育推進活動を実践できるようにします。

(6) 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び地域の活性化と食料自給率の向上への貢献

伝統ある食文化の継承や環境と調和した食料の生産等が図られるよう配慮するとともに、食料需給への理解の促進と、都市と農山漁村の共生・対流等により、地域の活性化と食料自給率の向上に資することを目指します。

(7) 食品の安全性の確保及び食に関する情報の提供等による市民の適切な食生活の実践

食品の安全性等、食に関する幅広い情報を提供するとともに、多様な関係者間の意見交換が積極的に行われることを目指します。

第3章 推進目標（数値目標）

食育の推進に当たり、この計画の3つの基本目標の達成状況を客観的に把握することができるよう、平成28年度を目標年次とする定量的な目標値を設定します。

ただし、食育は、食育基本法の目的や基本理念、基本方針に則って行われるべきものであり、安易に目標値の達成のみを追い求めることがないよう留意するものとします。

1 元気な子どもの育成

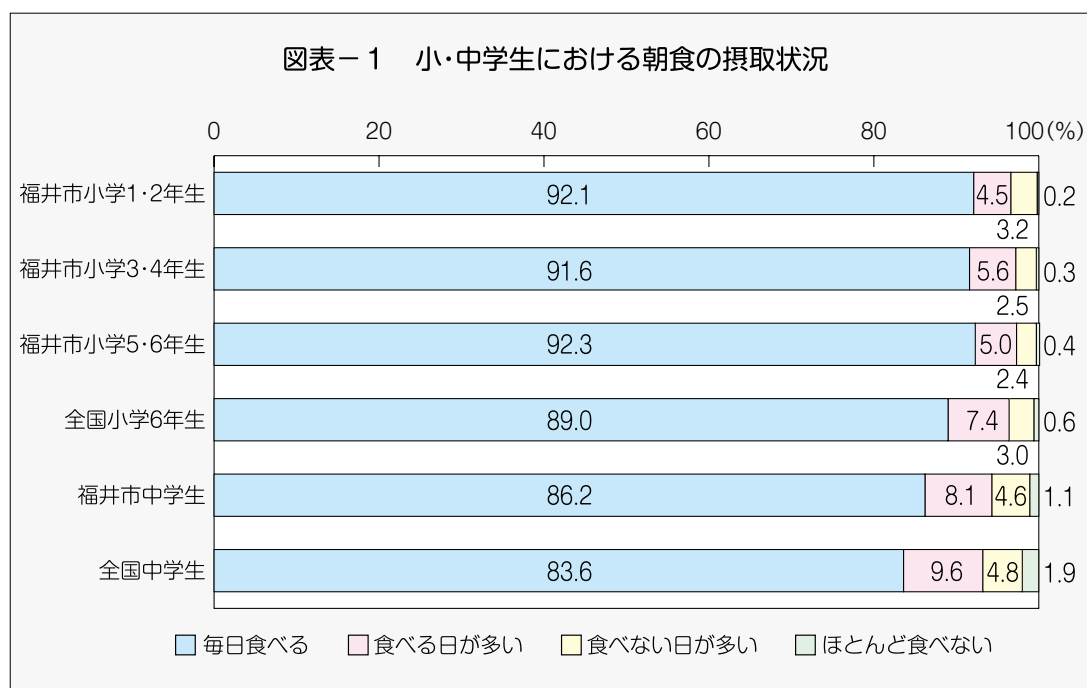
「元気な子どもの育成」を達成するため、次の3つの数値目標を設定します。

① 朝食を毎日食べる子どもの割合の増加

成長段階にある子どもが、「早ね早おき朝ごはん」といった生活習慣を身に付けることは、栄養バランスの崩れ等に起因する肥満や生活習慣病の予防につながります。

朝食は、1日の活動エネルギーの基となる必要不可欠なものであることから「朝食を毎日食べる子どもの割合」の増加を数値目標とします。（図表－1）

朝食を毎日食べる子どもの割合			
小学校5・6年生	92.3%	⇒	100%
中学生	86.2%	⇒	100%



資料：平成22年度全国学力学習状況調査（平成22年4月20日調査）

② 学校給食における市内産農産物の使用品目数の維持

学校給食に地場産物を使用し、食に関する生きた教材として活用することは、子どもたちが食材を通じて地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めることにつながります。

さらに、生産等に携わる人の努力や食への感謝の念を育む上で重要であるほか、地産地消を推進する上でも有効な手段であることから、「学校給食における市内産農産物の使用品目数」の維持を数値目標とし、使用量の増加に努めます。（図表－２）

学校給食における市内産農産物の使用品目数 20品目

図表－２ 学校給食における市内産農産物の使用状況		
平成 21 年度	もやし、大根、ほうれん草、小松菜、米、さつまいも、ねぎ、じゃがいも、えのきだけ、越前水菜、キャベツ、パールマッシュ、トマト（越のルビー含む）、きゅうり、白菜、かぶ、みつば、レタス、ひらたけ	19 品目
平成 22 年度	もやし、大根、ほうれん草、小松菜、米、さつまいも、ねぎ、じゃがいも、えのきだけ、越前水菜、トマト（越のルビー含む）、きゅうり、白菜、かぶ、みつば、椎茸、春菊、大麦、まいたけ、しめじ	20 品目

資料：保健給食課（平成 23 年 3 月調査）

③ 家族で共に朝夕食をとる（家族での共食）市民の割合の増加

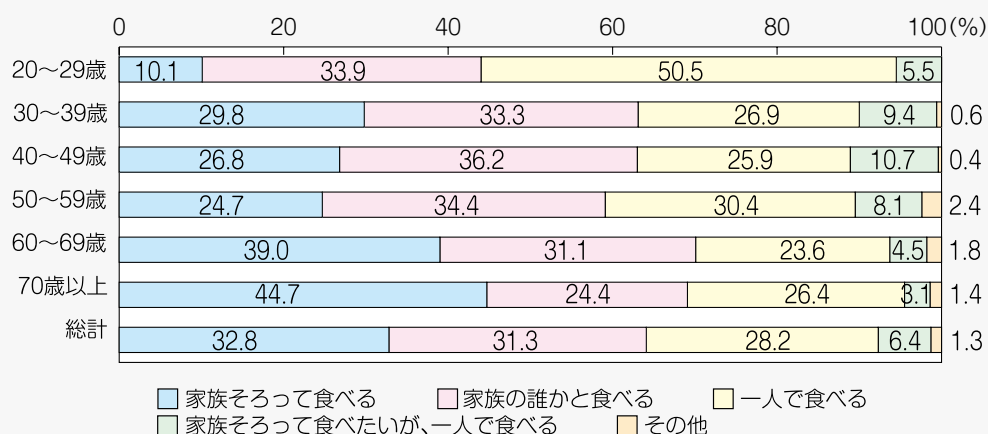
近年、家族そろって食事をする機会が様々な要因で減少しています。人間形成時期にある子どもにとって共食は重要です。家族との共食は望ましい食習慣を定着させ、食の楽しさを実感し、精神的な豊かさをもたらすと考えられることから、「家族で共に朝夕食をとる（家族での共食）市民の割合」の増加を数値目標とします。（図表－3、4）

家族で共に朝夕食をとる（家族での共食）市民の割合

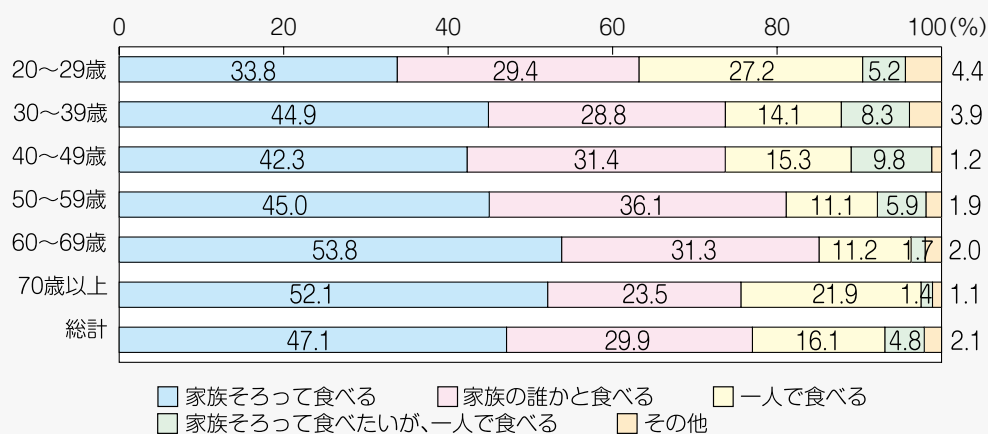
朝食 64% → 朝夕食とも85%
夕食 77%

* 家族で共に朝夕食をとる（家族での共食）市民の割合は、「家族そろって」と「家族の誰かと」を合わせた数値としています。

図表－3 家族と一緒に朝食を食べている市民の割合（福井市）



図表－4 家族と一緒に夕食を食べている市民の割合（福井市）



資料：平成23年度「福井市食育推進計画」にかかるアンケート調査（平成23年6月調査）

2 健康長寿ふくい

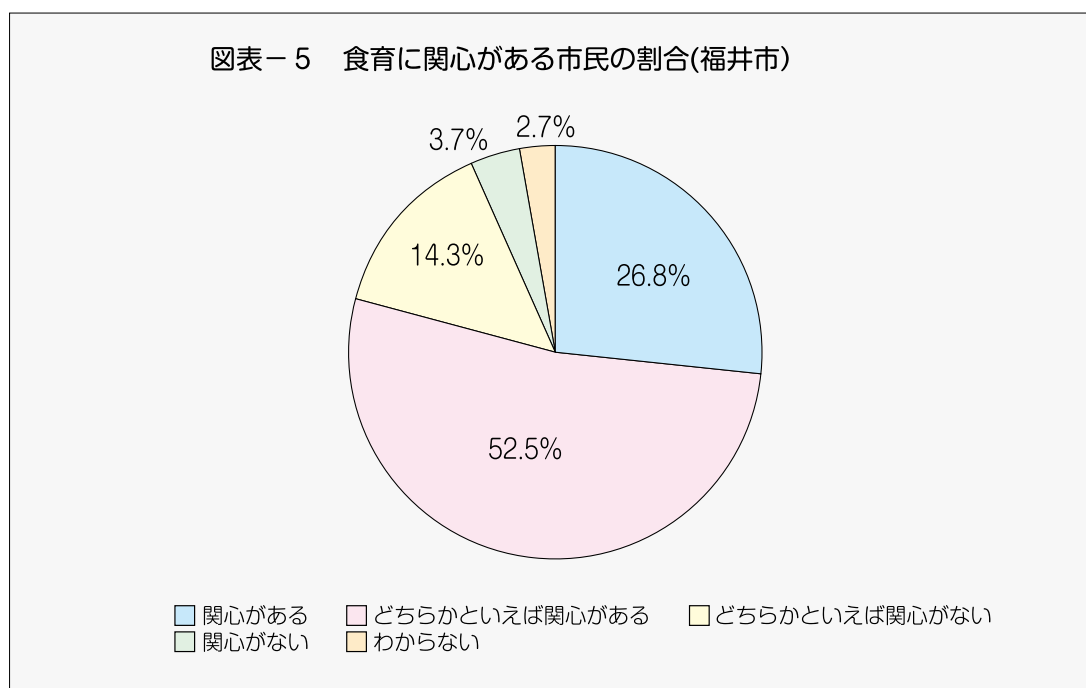
「健康長寿ふくい」を達成するため、次の6つの数値目標を設定します。

④ 食育に関心を持っている市民の割合の増加

食育を市民運動として推進し、その成果を上げるためには、より多くの市民に食育への関心を持ってもらうことが欠かせないことから、「食育に関心を持っている市民の割合」の増加を数値目標とします。(図表－5、6)

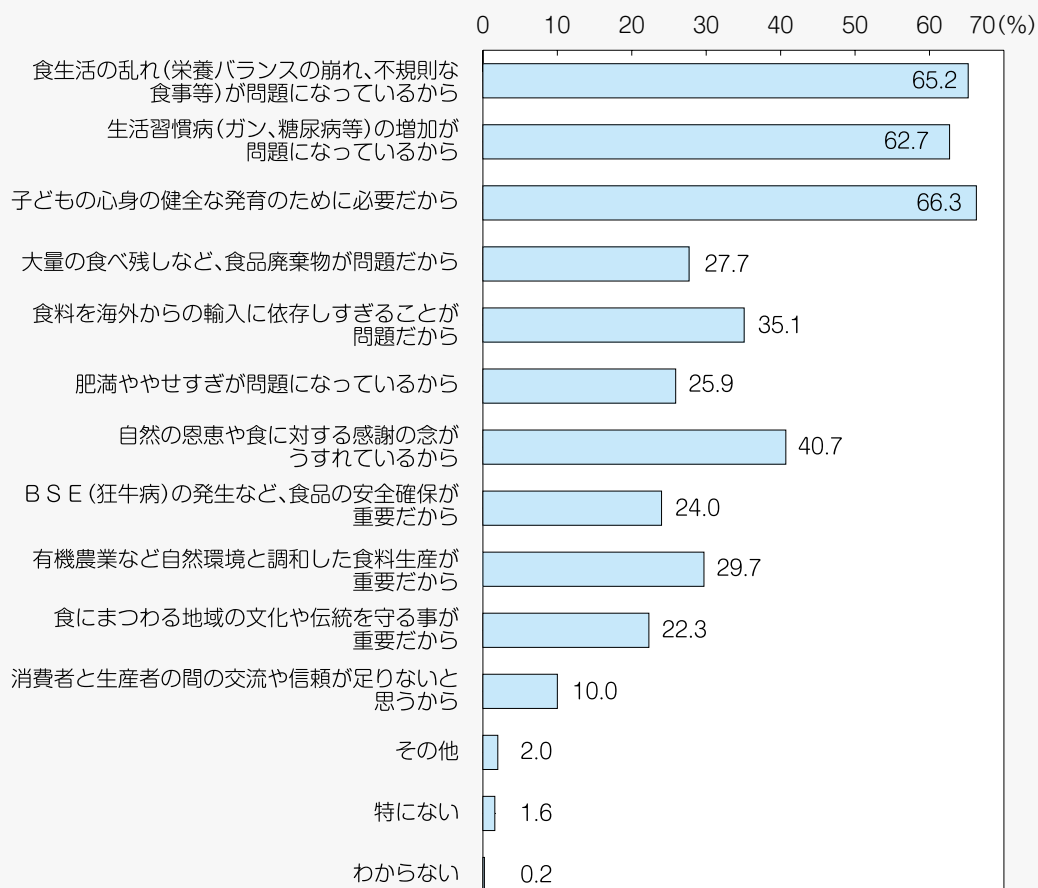
食育に関心を持っている市民の割合 79% ⇒ 95%

* 食育に関心を持っている市民の割合は、「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合わせた数値としています。



資料：平成23年度「福井市食育推進計画」にかかるアンケート調査（平成23年6月調査）

図表－6 食育に関心がある理由(福井市)



資料：平成 23 年度「福井市食育推進計画」にかかるアンケート調査（平成 23 年 6 月調査）

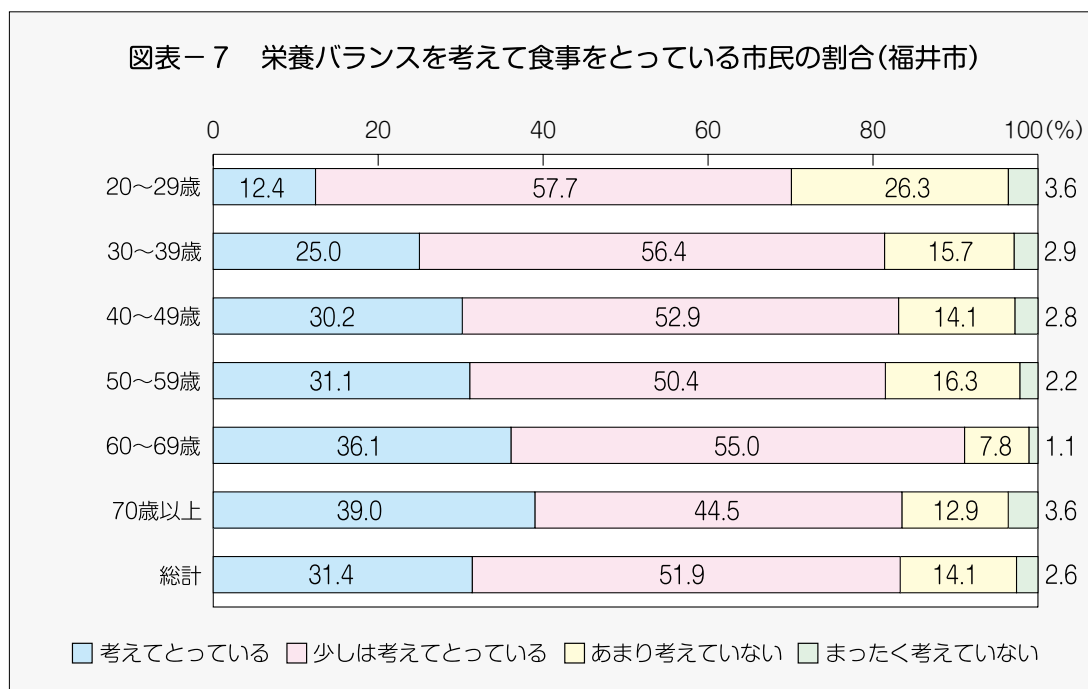
⑤ 栄養バランスを考えて食事をとっている市民の割合の増加

健全な食生活を実践するためには、何をどれだけ食べたら良いかをわかりやすく示した「食事バランスガイド※1」等を参考に、栄養バランスを考えた食事をとることが必要であることから、「栄養バランスを考えて食事をとっている市民の割合」の増加を数値目標とします。（図表－7）

栄養バランスを考えて食事をとっている市民の割合

83% ⇒ 90%

*栄養バランスを考えて食事をとっている市民の割合は、「考えてとっている」と「少しは考えてとっている」を合わせた数値としています。



資料：平成 23 年度「福井市食育推進計画」にかかるアンケート調査（平成 23 年 6 月調査）

用語説明

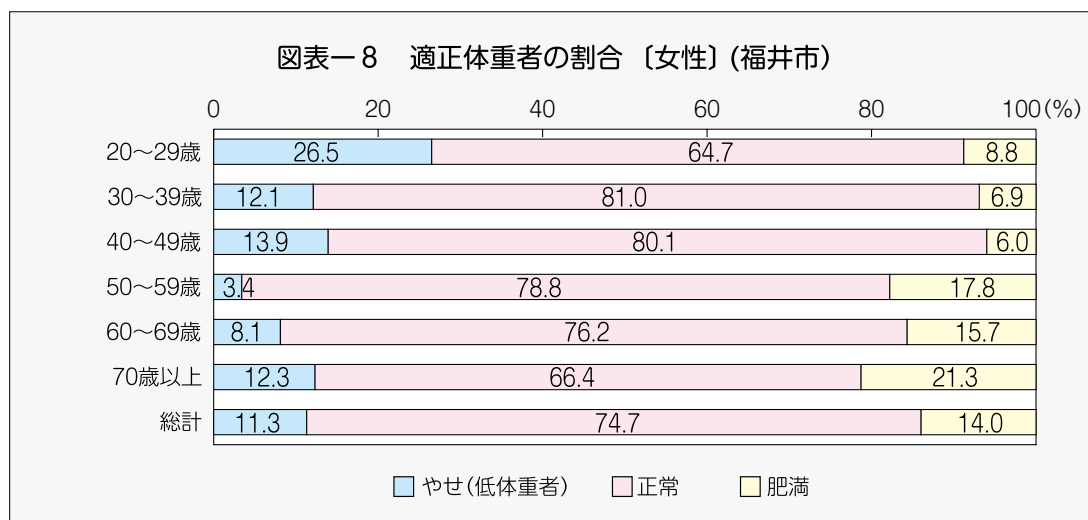
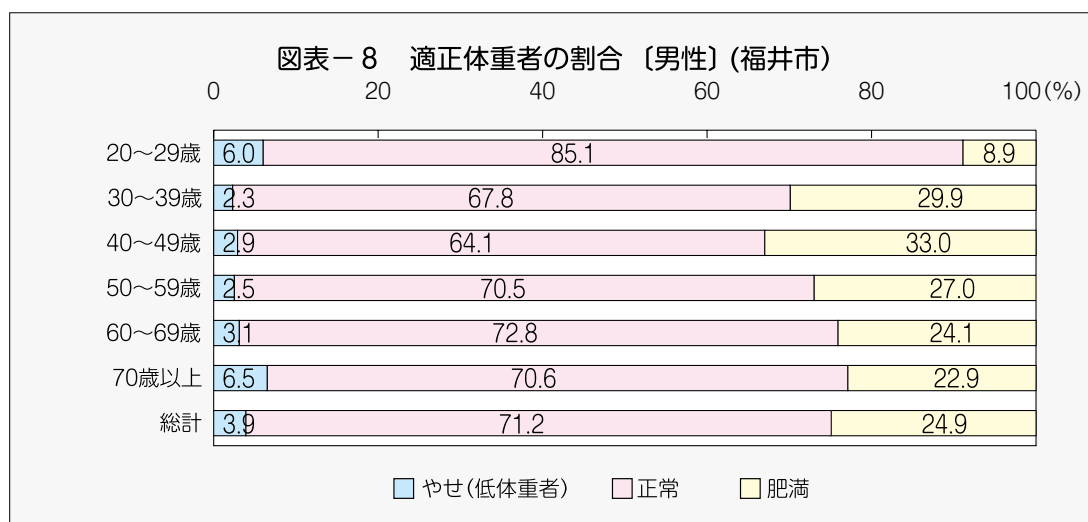
※ 1 **食事バランスガイド**：食生活指針を具体的な行動に結びつけるものとして、食事の望ましい組み合わせやおおよその量をわかりやすくイラストで示したもの。

参照…厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/eiyou-syokuji.html>)

⑥ 適正体重者の割合の増加

生活習慣病の温床となる肥満の増加や過度の痩身志向が高まっています。健康で長生きできる人生を送るためには、適正体重を維持することが重要であることから、「適正体重者※¹の割合」の増加を数値目標とします。（図表－8）

適正体重者の割合
男性 71.2% ⇒ 75%
女性 74.7% ⇒ 80%



注：肥満度の判定はBMI(Body Mass Index)を用いて判定
 資料：平成23年度「福井市食育推進計画」にかかるアンケート調査（平成23年6月調査）

用語説明

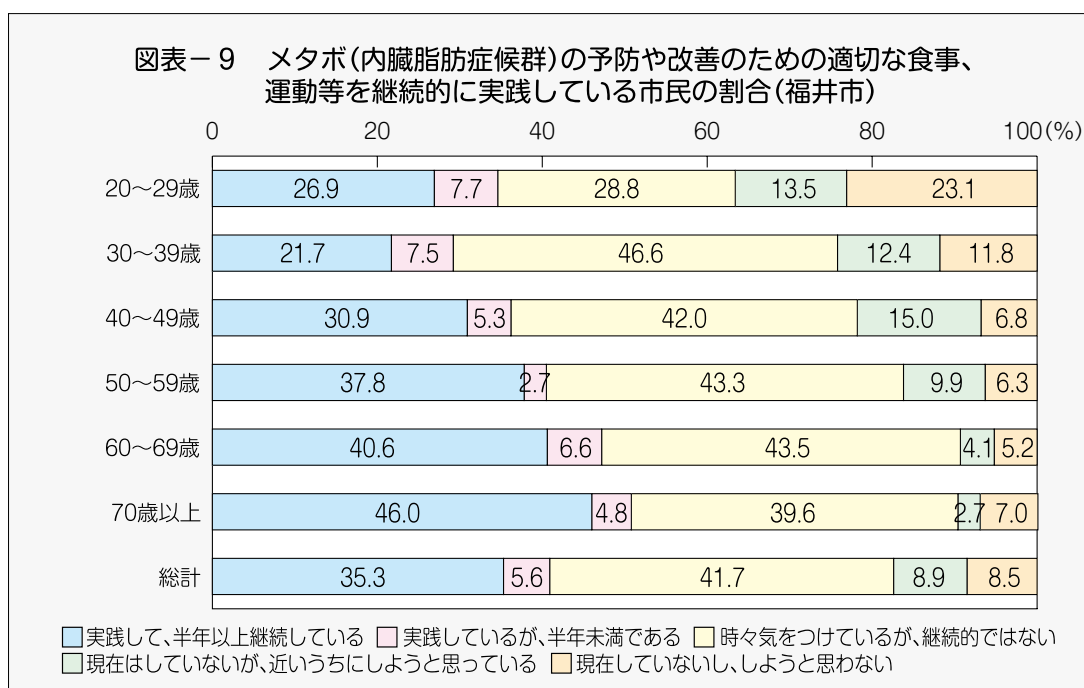
- ※1 適正体重者：やせ(低体重) BMI < 18.5
 正常 18.5 ≤ BMI < 25
 肥満 BMI ≥ 25
 BMI(Body Mass Index)は「体重 kg / (身長 m)²」により算定

⑦ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している市民の割合の増加

生活習慣病の予防や改善を図るためには、適切な食事や、定期的な運動、定期的な体重計測を継続的に実践することが重要であることから、「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）※¹の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している市民の割合」の増加を数値目標とします。（図表－9）

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している市民の割合 40% ⇒ 50%

*メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している市民の割合は、「実践して、半年以上継続している」と「実践しているが、半年未満である」を合わせた数値としています。



資料：平成23年度「福井市食育推進計画」にかかるアンケート調査（平成23年6月調査）

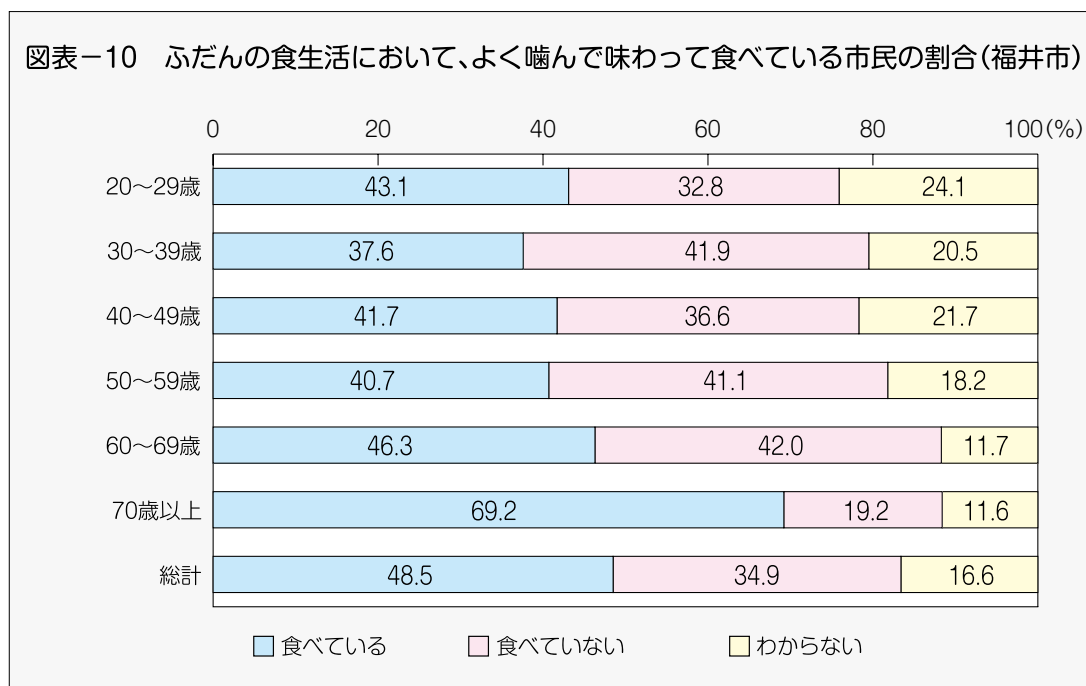
用語説明

※1 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）：内臓脂肪型肥満やこれに伴う高血糖、高血圧または脂質異常を重複的に発症させていることをいう。

⑧ ふだんの食生活において、よく噛んで味わって食べている市民の割合の増加

市民が健やかで豊かな生活を過ごすためには、80 歳になっても自分の歯を 20 本保つことを目的とした 8020（ハチマル・ニイマル）運動とともに、ひとくち 30 回以上噛むことを目的とした噛ミング 30（カミングサンマル）の実践が重要であることから、「ふだんの食生活において、よく噛んで味わって食べる市民の割合」の増加を数値目標とします。（図表－10）

ふだんの食生活において、よく噛んで味わって食べている市民の割合 48% ⇒ 60%



資料：平成 23 年度「福井市食育推進計画」にかかるアンケート調査（平成 23 年 6 月調査）

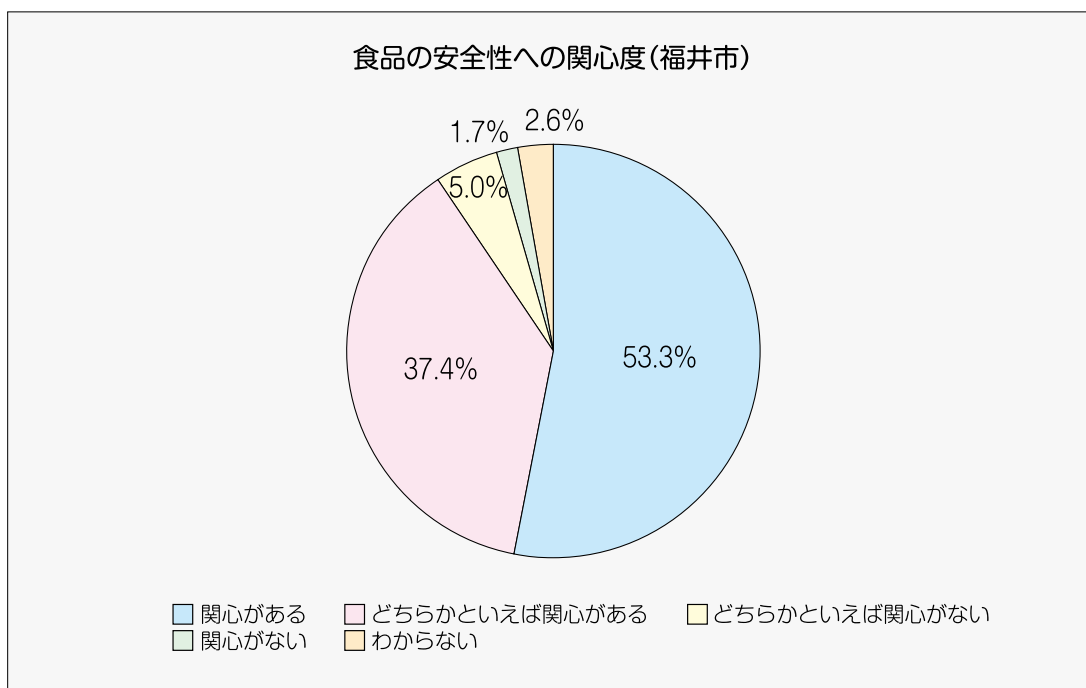
⑨ 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合の増加

市民の約 9 割が食品の安全性に関心を持っていますが、より健全な食生活を実践するためには、適切に食品を選択できるよう食品の安全性に関する情報を身に付けることが重要であることから「食品の安全性に関する基礎的な知識^{*1}を持っている市民の割合」の増加を数値目標とします。

食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合 90%

*** 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合は、「十分理解している」「ある程度理解している」を合わせた数値としています。**

参考：食品の安全性に関心を持っている市民の割合



資料：平成 23 年度「福井市食育推進計画」にかかるアンケート調査（平成 23 年 6 月調査）

用語説明

※ 1 食品の安全性に関する基礎的な知識：健康に悪影響を与えないようにするために、「どのような食品を選んだほうが良いか」「どのような調理が必要か」を理解するための知識をいう。

3 食育で地域の活性化

「食育で地域の活性化」を達成するため、次の3つの数値目標を設定します。

⑩ 直売所及びインショップの設置箇所数の増加

市民の健康で豊かな食生活を食品の供給面から支える上では、地産地消の促進により、農林漁業の振興を図ることが重要であることから、「直売所及びインショップ※¹の設置箇所数」の増加を数値目標とします。（図表－11）

直売所及びインショップの設置箇所数 26箇所 ⇒ 28箇所

図表－11 直売所およびインショップの設置箇所数			
直売所	（大規模）	5 箇所	26 箇所
//	（小規模）	14 箇所	
インショップ		7 箇所	

資料：農政企画課（平成23年3月調査）

用語説明

※1 インショップ：ショップ・イン・ショップの略で、食品スーパー等の小売店内に設置された常設コーナーで、生産者が価格、品目、規格を決定した青果物を販売する形態のこと。

⑪ 食育の推進に関わるボランティアの数の増加

食育の推進のためには、地域の食文化の伝承や食生活の改善のための活動等に携わるボランティアの果たすべき役割が重要であることから、「食育の推進に関わるボランティアの数」の増加を数値目標とします。（図表－12）

食育の推進に関わるボランティアの数
個人 **95名 ⇒ 100名**
企業・グループ **49団体 ⇒ 50団体**

＊食育の推進に関わるボランティアの数は「ふくい食育ボランティア※¹名簿（福井県・ふくいの食育・地産地消推進県民会議）」及び福井市で作成する食育の推進に関するボランティア名簿に登録された数値としています。

図表－12 食育の推進に関わるボランティアの登録状況	
個人	95名
企業・グループ	49団体

資料：農政企画課（平成23年3月調査）

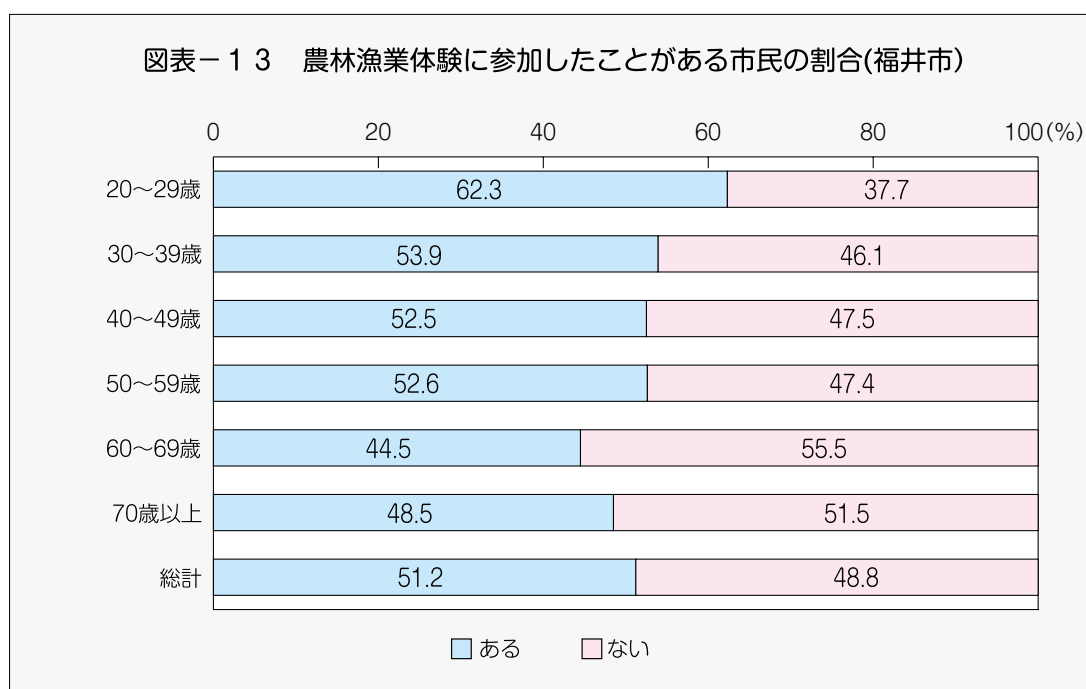
用語説明

※1 **ふくい食育ボランティア**：福井県内の学校や地域において、子どもや地域住民が「食」に関する講習や体験等の活動を行う際、その受入れや指導、講師、アドバイザーとして参加、対応するなど、県民の食育活動に協力や支援していただける方のこと。

⑫ 農林漁業体験に参加したことがある市民の割合の増加

食への関心や理解の増進を図るためには、農林水産物の生産に直に触れる体験活動を経験することが重要であることから、「農林漁業体験※¹に参加したことがある市民の割合」の増加を数値目標とします。（図表－13）

農林漁業体験に参加したことがある市民の割合 51% ⇒ 60%



資料：平成23年度「福井市食育推進計画」にかかるアンケート調査（平成23年6月調査）

用語説明

※1 農林漁業体験：ふだん農林漁業に携わっていない人が行う、米、野菜、果物等の苗植えや収穫等の体験、炭焼き体験や椎茸栽培等の体験、地引き網漁、定置網漁、漁獲した魚のさばき方等の体験のこと。

推進目標（数値目標）のまとめ

目標年次：平成 28 年度

基本目標	項 目	数 値
元 気 な 子 ど も の 育 成	①朝食を毎日食べる子どもの割合の増加	小学校 5・6 年生 92.3% ⇒ 100% 中学生 86.2% ⇒ 100%
	②学校給食における市内産農産物の使用品目数の維持	20 品目
	③家族で共に朝夕食をとる（家族での共食 ^{きょうしよく} ）市民の割合の増加	朝食 64% ⇒ 85% 朝夕食とも 夕食 77%
健 康 長 寿 ふ く い	④食育に関心を持っている市民の割合の増加	79% ⇒ 95%
	⑤栄養バランスを考えて食事をとっている市民の割合の増加	83% ⇒ 90%
	⑥適正体重者の割合の増加	男性 71.2% ⇒ 75% 女性 74.7% ⇒ 80%
	⑦メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している市民の割合の増加	40% ⇒ 50%
	⑧ふだんの食生活において、よく噛んで味わって食べている市民の割合の増加	48% ⇒ 60%
	⑨食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合の増加	90%
食 育 で 地 域 の 活 性 化	⑩直売所及びインショップの設置箇所数の増加	26 箇所 ⇒ 28 箇所
	⑪食育の推進に関わるボランティアの数の増加	個人 95 名 ⇒ 100 名 企業・グループ 49 団体 ⇒ 50 団体
	⑫農林漁業体験に参加したことがある市民の割合の増加	51% ⇒ 60%

第4章 具体的な行動計画

1 重点的視点

3つの基本目標ごとに、それぞれ重点的視点を設け、取り組むべき課題を示し、基本目標と施策の方向の関係を明らかにしました。

(1) 元気な子どもの育成 ―共食によるコミュニケーションの充実―

- ・子どもの生活リズムの向上
- ・朝夕食を通じたコミュニケーションの向上

子どものうちに健全な食生活を身に付けることは、成長段階にある子どもが健やかな体を育み、また、生涯にわたって健全な心身を培っていく基礎となります。特に、規則正しい生活リズムにより家族が共に朝夕食をとりながらコミュニケーションを図る共食は、食育の原点であり、子どもへの食育を進める上で欠くことのできない場といえます。このため、日常生活の基盤である家庭において、子どもに対する食育を推進します。

一方、市民のライフスタイルや家族関係等は多様化しており、家庭における食育にのみ、その責を負わせることはできません。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や男女共同参画等の進展を踏まえ、保育所、学校等と連携した食育を推進します。

(2) 健康長寿ふくい ―食べることの意義を知る―

- ・食生活の改善
- ・生活習慣病の予防と市民の健康増進

食は、生涯を通じて健康に生きる上で必要不可欠なものであり、いわば命の源といえます。しかしながら、子どもの朝食欠食や脂質の過剰摂取、野菜の摂取不足等の食生活の乱れに起因する肥満、若年女性の過度の痩身、高齢者の栄養不足等の様々な問題が発生しています。このような食生活の乱れを改善し、市民が生涯にわたって健康な心身を維持できるよう、ライフステージに応じた間断ない食育を推進します。

現在、国民の死因の6割を占める生活習慣病の予防と改善が大きな課題となっています。生活習慣病の予防と改善には、生活習慣の改善、中でも食生活の改善が極めて重要です。このため、市はもとより、関係機関や団体が連携し、地域社会が一丸となって生活習慣病の予防と改善につながる食育を推進します。

（３）食育で地域の活性化 ―農林漁業体験等の充実―

- ・都市と農山漁村の共生・対流や生産者と消費者との交流の促進
- ・地産地消の促進及び伝統的な食文化の継承

食は、日々の調理や食事等と深く結びついた極めて実地的なものです。食材を通じて、消費者は知らず知らずのうちに生産者等と向き合うこととなります。すなわち、旬の食材を活かした栄養バランスの良い食生活は、安全、安心な農林水産物の生産と供給によって支えられています。また、先人によって培われた多様な調理法は食材の旨味を引き出すことにつながっています。地域を限定すれば、地産地消であり、伝統的な郷土料理となります。

このような視点から、ともすると食との関係が消費の面のみにとどまりがちな多くの市民に、食料の生産から消費に至るまでの食の多面的な要素を体験する機会を提供することは、都市と農山漁村の共生・対流や生産者と消費者との交流の促進につながります。このため、農林漁業体験の充実を図るなど食の生産と消費に関連した食育を推進します。

2 施策の方向

市民が食育に関する幅広い知識を身に付け、実践できるよう、ふくい食育市民ネットワークや関連する機関等が連携を密にし、次のような施策の方向に沿った様々な事業に取り組み、食育を推進します。

基本目標	施策の方向	
元氣な子どもの育成	家庭における食育の推進 (24 ページ～)	1. 子どもの基本的な生活習慣と望ましい食習慣の形成と知識の習得
		2. 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導
		3. 子どもの共食等の食育推進
	保育所・学校等における食育の推進 (27 ページ～)	4. 保育所等での食育推進
		5. 食に関する指導の充実
		6. 学校給食の充実
健康長寿ふくい	地域における食育の推進 (30 ページ～)	7. 栄養バランスが優れた日本型食生活の実践
		8. 「食生活指針」の普及啓発と「食事バランスガイド」の活用促進
		9. 専門的知識を有する人材の養成・活用
		10. 健康づくり等における食育推進
		11. 歯科保健活動における食育推進
		12. 高齢者に対する食育推進
		13. 男性に対する食育推進
		14. 食品関連事業者等による食育推進
食育で地域の活性化	生産者と消費者との交流と地産地消の促進 (38 ページ～)	15. 都市と農山漁村の共生・対流の促進
		16. 農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供
		17. 農林漁業者等による食育推進
		18. 学校給食等における地場産物の利用促進
	環境と調和のとれた農林漁業の活性化 (43 ページ～)	19. 地域内流通の促進
		20. 食品リサイクルの推進
	食文化の継承のための活動への支援 (45 ページ～)	21. 食品の安全管理と経営基盤の強化
		22. ボランティア活動等における取組
	食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供 (48 ページ～)	23. 学校給食への郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用
		24. 専門調理師等を活用した取組
		25. リスクコミュニケーションの充実
市民運動の展開 (51 ページ～)		26. 食品の安全性や栄養等に関する情報提供
		27. 食品情報に関する制度の普及啓発
		28. 食育推進運動月間及び食育の日の実施
		29. 「石塚左玄学」の展開
		30. 各種団体等との連携・協力体制の確立
		31. 食育の市民運動に資する調査研究と情報提供
		32. 食育に対する市民の理解の推進
		33. ボランティア活動への支援
		34. 施策の策定過程における取組
		35. 推進状況の把握と成果等の検証及び食育推進計画の見直し

上記の基本目標ごとに設けられた施策を達成するため、下記の施策の方向を設け、市民運動として展開します。

市民運動の展開 (51 ページ～)	28. 食育推進運動月間及び食育の日の実施
	29. 「石塚左玄学」の展開
	30. 各種団体等との連携・協力体制の確立
	31. 食育の市民運動に資する調査研究と情報提供
	32. 食育に対する市民の理解の推進
	33. ボランティア活動への支援
	34. 施策の策定過程における取組
	35. 推進状況の把握と成果等の検証及び食育推進計画の見直し

家庭における食育の推進

主に子どもやその保護者に向けた食育に関する施策を行います。

1. 子どもの基本的な生活習慣と望ましい食習慣の形成と知識の習得

子どもが基本的な生活習慣を身に付け、その生活リズムが向上するよう「家族そろって早ね早おき朝ごはん」運動等の食育に関する普及啓発活動を行います。

料理教室や相談会において、望ましい食習慣づくりを推進します。

家庭、学校、地域、市民グループ等の協力を得ながら、基本的な生活習慣や望ましい食習慣を身に付けた子どもを増やします。

施策の方向		取組	実施担当課
家庭における食育の推進	1. 子どもの基本的な生活習慣と望ましい食習慣の形成と知識の習得	1 1歳6ヵ月児及び3歳児の食習慣を調査分析し、幼児の食習慣の実態を明らかにする。 2 離乳食教室、幼児健診や育児相談会等において、望ましい食習慣について知識の普及を行う。 3 食習慣に問題のある肥満児等（その保護者）に対し、栄養士等が個別相談、指導を実施する。	保健センター
		4 子どもを対象にした親子おにぎり教室等を開催し、食を楽しむ機会を提供するとともに、基本的な生活習慣や望ましい食習慣についての知識を深める機会を保護者に提供する。	農政企画室
		5 子どもの生活習慣や食生活の状況に関する実態調査を基に、食に関する問題点を検討する。 6 給食だよりの配布等を通じて、学校から家庭へ望ましい栄養や食事のとり方について啓発を行う。	保健給食課
		7 家族そろって共に過ごす時間を増やすため、規則正しい生活習慣づくりにつながる「家族そろって早ね早おき朝ごはん」運動を行う。	青少年課

2. 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

若い女性における低体重の人や低出生体重児の割合の増加等を踏まえ、妊産婦の安全な妊娠、出産と産後の健康の回復のため、正しい食生活についての知識を広めます。

また、乳幼児の授乳、離乳、幼児食についての訪問指導等を行い、乳幼児の発育段階に応じた栄養指導を充実します。

施策の方向		取組	実施担当課
家庭における食育の推進	2. 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導	⑧ 妊産婦・新生児訪問指導において、授乳や正しい食習慣及び栄養の指導を行う。 ⑨ パパママ教室において、妊娠各期における栄養指導及び食育に関する普及啓発を行う。 ⑩ 子育てパンフレット等を活用し、食育に関する普及啓発を行う。	保健センター

【⑨ パパママ教室】

平成23年度取組の様子



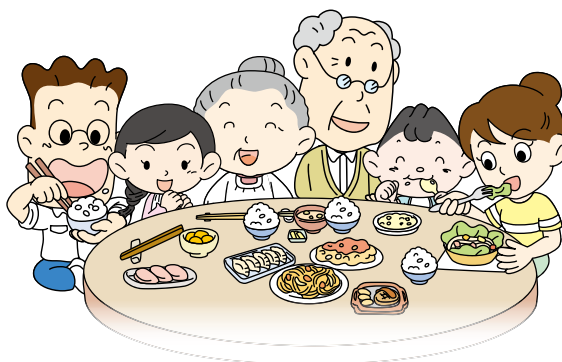
～妊娠後期における栄養指導～

3. 子どもの共食等の食育推進

食を通じたコミュニケーションは、食の楽しさを実感させ、人々に精神的な豊かさをもたらすことから、家族等と楽しく食卓を囲む機会を増やす啓発活動を行います。

施策の方向		取組	実施担当課
家庭における食育の推進	3. 子どもの共食等の食育推進	11 子どもとの共食の機会が増えるよう、様々な機会を通じ、普及啓発を行う。	男女共同参画・ 子ども家庭センター 保 育 課 保健センター 農政企画室 青 少 年 課

【11 子どもとの共食】



保育所・学校等における食育の推進

保育所や学校等において、子どもやその保護者に向けた食育に関する施策を行います。

4. 保育所等での食育推進

保育所保育指針に基づき、食育を保育の一環として位置付け、各保育所で食育の計画を作成します。その計画に基づき、子どもの発達段階に応じた食育の実践に努めます。

子どもたちが健康な心身を育み人と関わる力を養えるよう、食に関する様々な体験や指導を行います。

さらに、子育て支援センター等との連携により、保育所に入所していない乳幼児の保護者の食に関する相談を受け付け、情報提供を行います。

施策の方向		取組	実施担当課
保育所・学校等における食育の推進	4. 保育所等での食育推進	12 各保育所で、保育課程とともに食育計画を作成し、家庭や地域社会と連携を図りながら、保育士、調理員、栄養士、保健師等の専門性を生かし、子ども一人ひとりの「食を営む力」の育成（基本的な食習慣や態度を養う）に向けた活動を実施する。 13 食に関する正しい知識を身に付けるため、栄養士が各保育所を巡回訪問し、栄養指導等を行う。 ※ただし、公立の保育所のみ実施 14 地域子育て支援センター等において、乳幼児の食に関する相談に応じ、食育の必要性や食に関する知識の普及啓発を行う。	保 育 課

5. 食に関する指導の充実

栄養教諭及び学校栄養職員は、すべての児童生徒が食に関する指導を受けられるよう学校全体の食に関する指導計画を作成します。

食に関する指導は、給食の時間、体育科や家庭科の時間を中心として、学校教育活動全体で取り組みます。そのため、学校長や教職員への研修を充実し、全教職員が連携・協力した食に関する指導体制をつくります。

施策の方向		取組	実施担当課
保育所・学校等における食育の推進	5. 食に関する指導の充実	15 家庭科で食に関する指導を行う。 16 各学校の実情に応じた、栽培活動等を行う。	学校教育課
		17 各学校で「食に関する指導の全体計画」を作成し、教職員が連携して、子どもの発育段階に応じた指導や給食の献立を生かした指導を行う。	保健給食課

【17 食に関する指導の全体計画】

平成23年度取組事例：子どもの健康を育む総合食育推進事業

（森田小学校）



（日之出小学校）



6. 学校給食の充実

子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、学校給食の献立内容や給食環境の充実を図り、学校給食が生きた教材として活用されるよう取り組みます。

また、学校給食における地場産食材の活用や生産者と学校給食関係者との情報交換会の開催等を推進します。

施策の方向		取組	実施担当課
保育所・学校等における食育の推進	6. 学校給食の充実	18 学校給食に用いられる地場産食材の生産者と交流を図ることで、食生活は生産者をはじめ多くの人々の労力に支えられていることを学び、感謝の心を育む。 19 学校給食週間（11月）やふるさとの日（2/7）に、郷土料理等を提供し、食文化や食に関わる歴史を学び、尊重する心を育む。 20 学校給食従事者を対象とした献立内容や衛生管理の研修会を実施し、それらを充実、徹底する。	保健給食課

【19 学校給食週間】

平成23年度取組事例：学校給食週間（福井市美山学校給食センター）



～ メニュー ～

- ・ごはん
- ・焼きかれい
- ・白菜のおひたし
- ・里いもとしめじのみそ汁
- ・さつまいもタルト
- ・牛乳



11月第4週〔21日（月）～25日（金）〕に、『地産地消』をテーマに美山地域や福井県産の食材を使った給食を提供しました。

地域における食育の推進

地域住民を対象に生活習慣病の予防や改善策等に関する施策を行います。

7. 栄養バランスが優れた日本型食生活の実践

日本の気候風土に適した米を主食に、農産物、水産物、畜産物等の多様な副食から構成される栄養バランスに優れた日本型食生活の実践を促進します。

施策の方向		取組	実施担当課
地域における食育の推進	7. 栄養バランスが優れた日本型食生活の実践	21 米や野菜を中心とした日本型食生活についての情報提供を行う。	保健センター
		22 保育所や幼稚園における親子おにぎり教室等の実施を支援する。 23 食への関心が薄い青年(16歳から24歳)を対象に、日本型食生活の実践に向け、料理の著名人によるイベントや講座を開催する。	農政企画室

【22 親子おにぎり教室】

平成23年度取組事例：親子おにぎり教室（報徳幼稚園）



8.「食生活指針」の普及啓発と「食事バランスガイド」の活用促進

食生活の改善等を図るため、小売業や外食産業等を通じて「食生活指針※¹」やこの指針を具体的な行動に結びつける「食事バランスガイド※²」の市民への浸透を図ります。

施策の方向		取組	実施担当課
地域における食育の推進	8.「食生活指針」の普及啓発と「食事バランスガイド」の活用促進	24 健康教室において、「食事バランスガイド」を活用した食生活指導を行う。	保健センター
		25 食に関するイベント等において、「食事バランスガイド」等の情報を提供し、食生活改善の普及啓発を行う。	農政企画室

【24 食事バランスガイド】



用語説明

- ※ 1 **食生活指針**：平成 12 年度に、当時の文部省、厚生省、農林水産省が協力して、国民の健康の保持・増進、食料の安定供給等の観点から策定したもので、「食事を楽しみましょう」「主食、主菜、副菜を基本に、食事バランスを」等の 10 項目からなる指針のこと。
- ※ 2 **食事バランスガイド**：望ましい食生活についてのメッセージを示した「食生活指針」を具体的な行動に結びつけるものとして、1 日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかの目安を分かりやすくイラストで示したもの。

9. 専門的知識を有する人材の養成・活用

市民一人ひとりが食に関する知識を持ち、自らこれを実践できるようにするため、食生活改善推進員等の食育に関する専門的知識を備えた人材を養成します。

また、専門的な知識を有する食生活改善推進員等の活動を支援するとともに、資質向上を図ります。

施策の方向		取組	実施担当課
地域における食育の推進	9. 専門的知識を有する人材の養成・活用	26 食生活改善の知識を有する保健衛生推進員を育成する。	保健センター
		27 食生活改善推進員* ¹ を養成し、公民館等で行われる食に関する教室等を通じて食生活改善を行う。	農政企画室
		28 学校において、「福井市学校食育サポーター」* ² 等による食育を推進する。	保健給食課

【27 福井市食生活改善推進員養成講座】

平成23年度取組の様子



～講座～



～調理実習～



用語説明

- ※ 1 **食生活改善推進員**：市町村で開催する「食生活改善推進員の養成講座」を受け、修了証を受けた上で、「市町村食生活改善推進員協議会」に自ら入会し活動する人。主な活動には、食育の推進と普及、食事バランスガイドの普及と啓発、健康日本 21 の推進等がある。
- ※ 2 **福井市学校食育サポーター**：食育活動を行うために必要な知識、技術、経験を持ち、学校教育の場において食育推進にボランティアとして協力していただける方のこと。

10. 健康づくり等における食育推進

生活習慣病等の予防を図るため、医療機関等と連携して食育に関する普及啓発活動を行います。
生活習慣病の予防や健康寿命の延伸を目的とする「健康づくり運動（健康ふくい21）」を通じて、生活習慣病の予防及び改善や健全な食生活を推進します。

施策の方向		取組	実施担当課
地域における食育の推進	10. 健康づくり等における食育推進	29 生活習慣病の予防・改善のため、食生活に関する講演会や健康料理教室を行う。 30 「健康情報紙」の中で、食生活や栄養に関する情報を発信する。 31 健康づくりに自主的に取り組む「健康自主グループ」を育成し、食生活に対する助言、指導を行う。	保健センター

【29 健康料理教室】

平成23年度取組の様子



～生活習慣病やお米の栄養についての話と
お米を中心としたバランス食の調理実習～

11. 歯科保健活動における食育推進

健やかで豊かな生活を過ごすため、80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保つことを目的とする「8020（ハチマル・ニイマル）運動」とともに、ひとくち 30 回以上噛むことを目的とする「噛ミング 30（カミングサンマル）」の普及、実践を目指し、歯科保健の視点に立った食育を推進します。

施策の方向		取組	実施担当課
地域における食育の推進	11. 歯科保健活動における食育推進	32 口腔ケアについての正しい知識を普及するため、健康教室を行う。 33 歯周疾患の予防と早期治療のため、定期健診を行う。 34 「8020 運動」の促進を図る。 35 「噛ミング 30」の普及・実践を目指し、小児期から高齢期まで各ライフステージに応じた食べ方の指導を行う。	保健センター

【32 口腔ケア健康教室】

平成23年度取組事例：健康フェア 2011



～口腔内カメラによる口腔内観察体験及び口腔ケアの指導～

12. 高齢者に対する食育推進

高齢者が身体機能や生活機能を維持できるよう、栄養バランスや活力の維持に資する高齢期の食育を推進します。

また、加齢による機能減退が原因となる窒息の予防に配慮した「食べ方」を指導することにより、窒息事故の防止に努めます。

施策の方向		取組	実施担当課
地域における食育の推進	12. 高齢者に対する食育推進	36 一人暮らしのため見守りが必要な高齢者に対し、会食会等を開催することにより、地域の人と交流を図りながら食育を推進する。	長寿福祉課
		37 介護予防健康教室等において、栄養バランスのとれた食事や窒息予防を考慮した食べ方について普及啓発を行う。	保健センター

【36 会食会等】



概ね 70 歳以上の一人暮らしの方（希望者のみ）を対象に、安否確認や見守り活動の一環として、自宅まで食事を届ける配食サービスと公民館を会場とした会食サービスを月 1 回程度実施しています。

13. 男性に対する食育推進

女性よりも男性の方が食育への関心が低い傾向にあることから、朝食や栄養バランスのとれた食事の重要性に関する意識を高めることにより、健全な食生活の実現を促進します。

施策の方向		取組	実施担当課
地域における食育の推進	13. 男性に対する食育推進	38 仕事と生活の調和を推進し、家族との食事の時間を増やすことで、男性の食に関する意識を高める。	男女共同参画・少子化対策室
		39 男性参加型の料理教室等を通じて、男性の栄養バランスの意識や生活・自活能力を高め、健全な食生活の実現を促す。	男女共同参画・子ども家庭センター

【39 男性参加型の料理教室】

平成23年度取組事例：男の料理教室



14. 食品関連事業者等による食育推進

様々な体験活動の機会の提供や、より一層健康に配慮した商品やメニューの提供、食に関する分かりやすい情報の提供等といった食育の推進に関する活動に食品関連事業者※¹等が積極的に取り組むよう、必要な情報提供等を行います。

また、職場の食堂等においても、より一層健康に配慮した料理とともに、栄養や食生活等に関する情報が提供されるよう努めます。

施策の方向		取組	実施担当課
地域における食育の推進	14. 食品関連事業者等による食育推進	40 食育の推進に関する活動に食品関連事業者等が積極的に取り組むよう、情報を提供する。 41 職場の食堂等においても、健康に配慮した料理や栄養、食生活等に関する情報が提供されるよう努める。	農政企画室
		42 食品関連事業者等と連携し、魚のさばき方や簡単でおいしい料理法等の講習会を開催する。 43 中央卸売市場のホームページを通じて、産地の安全・安心への取組、食材の栄養価、講習会の料理レシピの紹介等の情報発信を行う。 44 せりの見学や市場フェスタ等のイベントを通じて、食に関する体験や情報を提供する。	中央卸売市場

用語説明

※ 1 **食品関連事業者**：食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体

生産者と消費者との交流と地産地消の促進

農林水産物の生産から消費に関する理解を深め、地産地消を促進する施策を行います。

15. 都市と農山漁村の共生・対流※¹の促進

グリーン・ツーリズム※²による都市住民と農林漁業者の交流を促進するため、都市住民への農山漁村の情報提供と農山漁村での受入体制の整備等を行います。

施策の方向		取組	実施担当課
生産者と消費者との交流と地産地消の促進	15. 都市と農山漁村の共生・対流の促進	45 「ふくいのエコ・グリーンツーリズム」と連携し、都市住民に農山漁村の情報を提供するとともに、都市住民が農山漁村に滞在し、地域住民と交流しながら、その地域の保全活動等をボランティアで行えるよう受入体制を整備する。	農政企画室

【**45** ふくいエコ・グリーンツーリズム事業】

平成22年度取組事例：ふるさとワークステイ（福井市殿下地区）



近畿大学生 3 名が殿下地区に短期滞在し、アサズキの収穫と出荷の手伝いをしました。

用語説明

※ 1 **都市と農山漁村の共生・対流**：都市と農山漁村を行きかう新たなライフスタイルを広め、都市と農山漁村のそれぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い「人、もの、情報」の行き来を活発にする取組。

都市とは：食の生産現場とのつながりが薄いため、食の多面的な要素に関する知識や経験が少ない傾向にある地域

※ 2 **グリーン・ツーリズム**：都市住民が農山村において、農作業体験や自然を舞台としたスポーツ等を通じて、人・自然・文化との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

16. 農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供

食への関心と理解を深めるため、農林水産物の生産に関わる様々な体験の機会を拡大するとともに、体験活動に関する情報提供と受入体制の整備等に対する支援を行います。

また、農林水産物の生産から消費に関する消費者の理解を深めるため、情報提供等を行います。

施策の方向		取組	実施担当課
生産者と消費者との交流と地産地消の促進	16. 農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供	46 棚田オーナー制度※¹（5月～12月にかけて、田植から収穫まで体験）等の体験活動を支援する。 47 そば作り体験活動（8月～12月にかけて、種まきからそば打ちまで体験）を支援する。 48 市民活動グループ等が農林漁業体験の機会づくりに積極的に取り組めるよう支援体制を整備する。 49 やすらぎ農村連絡会が行う農林漁業体験活動を支援する。	農政企画室
		50 地元の小・中学生を対象に、定置網漁や魚のさばき方等の体験活動を支援する。	林業水産課
		51 「一乗谷あさくら水の駅」の施設内にある体験農園等での体験活動を支援する。	農村整備課

【46 棚田オーナー制度】

平成23年度取組事例：高須城山棚田オーナー（高須町）



用語説明

※ 1 棚田オーナー制度：地域の非農家や都市住民に棚田のオーナーになってもらい、割り当てた一定区画の水田について会費を賦課し、その水田での収穫物をオーナーに支給することによって、棚田の農業を守っていく仕組み。

17. 農林漁業者等による食育推進

農林漁業者が、学校、保育所等の関係者と連携し、教育ファーム※¹等農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供できるよう支援します。

施策の方向		取組	実施担当課
生産者と消費者との交流と地産地消の促進	17. 農林漁業者等による食育推進	【52】 農林漁業者やその関係団体が、学校、保育所等の関係者と連携し、教育ファーム等農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供できるよう体制を整備する。	農政企画室

【52】 教育ファーム等の農林漁業に関する体験】

平成23年度取組事例：児童の農業体験（和田小学校）



久喜津生産組合の指導のもと、和田小学校2年生がブロッコリーの苗植えと収穫体験をしました。

用語説明

※ 1 **教育ファーム**：生産者の指導の下、「種まきから収穫まで」の一連の農作業を子どもから大人までが体験し、その中で、体験者が自然の恩恵に感謝し、食に関わる活動への理解を深めることを目的とするもの。「体験者が、実際に農林漁業を営んでいる方の指導を受け、同一作物について2つ以上の作業を、年間2日以上行うこと」と定義されている。

18. 学校給食等における地場産物の利用促進

学校給食の運営者に生産者の顔が見え、安全で安心できる地場産食材が学校給食に活用されるよう努めます。

また、外食産業や企業内食堂における地場産食材の積極的な利用を促進し、地産地消を推進します。

施策の方向		取組	実施担当課
生産者と消費者との交流と地産地消の促進	18. 学校給食等における地場産物の利用促進	53 学校給食に使用する食材の生産拡大を図る。 54 地場産農林水産物に関する情報提供等により、外食産業や企業内食堂における地場産物の利用を促進する。	農政企画室
		55 学校給食における地場産食材の使用拡大を図る。	保健給食課

【53 学校給食に使用する食材の生産拡大】

平成23年度取組事例：学校給食畑設置事業

(和田小学校)



ブロッコリー、ダイコン、さつまいもを学校給食で使用しました。

(豊小学校)



さつまいも、ダイコンを学校給食で使用しました。

19. 地域内流通の促進

生産者と消費者の信頼関係の構築を図り、食に関する関心と理解を深め、地産地消を促進します。

また、地産地消を促進する計画の策定と併せて、活動の核となる人材の育成等を推進するとともに、消費者との交流施設や直売所の整備等に対する支援を行います。

さらに、農林漁業において、多様な消費者ニーズに対応した農林水産物や付加価値の高い加工品の生産、販売を促進するとともに、産地並びに多様な担い手の育成を推進します。

施策の方向		取組	実施担当課
生産者と消費者との交流と地産地消の促進	19. 地域内流通の促進	56 ふくい「一押しの逸品」として認定した農産物の加工品開発や販売、レストランメニューへの活用等の取組を支援する。	マーケット戦略室
		57 直売所等の施設や機械設備等の整備に対する支援を行う。 58 女性や熟年農業者等多様な担い手を育成する。 59 生産者が、自ら生産した物を加工、販売できるよう支援体制を整備する。 60 地産地消を促進する計画を策定する。	農政企画室
		61 福井市農林水産加工品認定事業を通じて、新たな特産品づくりや地産地消を支援する。	農政企画室 林業水産課

【61 福井市農林水産加工品認定事業】

福井市農林水産加工品認証マーク



認定製品は、福井市のホームページからご覧いただけます。

(<http://www.city.fukui.lg.jp/d320/rinsui/suisan/kakouhinninteijigyou/index.html>)

環境と調和のとれた農林漁業の活性化

近年、環境と調和した持続的な農林漁業が重要となっています。環境と調和のとれた農林漁業の活性化が図られるよう適切に取り組めます。

20. 食品リサイクルの推進

食品リサイクル^{*1}に関する食品関連事業者や消費者の理解を深めるため、食品リサイクルの必要性を普及啓発します。

施策の方向		取組	実施担当課
環境と調和のとれた農林漁業の活性化	20. 食品リサイクルの推進	62 家庭や外食の場において発生する食品の廃棄物を抑制する「おいしいふくい食べきり運動」やドギーバック ^{*2} の普及を促進する。	農政企画室
		63 公立保育園や小中学校の給食で発生する食品残渣（調理くず）の堆肥化に取り組む。	保育課 保健給食課

【62 おいしいふくい食べきり運動】

『おいしいふくい食べきり運動』とは、

ごみ減量化に向けた取組のひとつとして、家庭や外食時における食べ残しを減らすために

- ①家庭やホテル・レストランなどで、おいしい福井の食材を使っておいしい料理を作り、
- ②作られた料理をおいしく食べきって、
- ③残ってしまった料理は、家庭では新たな食材としてアレンジ料理に活用し、外食時には持ち帰って家庭で食べきろう！

という運動です。

「食べきり運動協力店」「食べきり家庭応援店」を表すマーク



レストラン、ホテルなどの飲食店



スーパーなどの食料販売店

用語説明

※1 **食品リサイクル**：食品廃棄物の発生を抑制するとともに、食品循環資源の有効利用を促進することで、環境への負担を軽減しながら持続的な発展ができる循環型社会を構築すること。

※2 **ドギーバック**：レストラン等で食べ残した料理を持ち帰るための容器のこと。

21. 食品の安全管理と経営基盤の強化

食品の安全性の確保は、食生活における基本的な問題であることから、国、県と連携し、食品の安全性を確保するための諸制度等、食に関する幅広い情報を多様な手段で提供します。

また、安定的な農林漁業の振興を図るため、農林漁業者の経営基盤の強化を推進します。

施策の方向		取組	実施担当課
環境と調和のとれた農林漁業の活性化	21. 食品の安全管理と経営基盤の強化	64 経営規模の拡大や営農組織の高度化を図る際に必要となる機械や施設等の導入を支援する。	農政企画室
		65 「食品安全 GAP※1」を取り入れた生産管理体制の導入を進めるとともに、残留農薬検査の実施により、より安全で安心できる農産物を届ける体制を構築する。	
		66 トレーサビリティシステム※2への対応を図る。 67 食の安全・安心を確保するため、食品衛生検査項目等の拡充を図る。	中央卸売市場

用語説明

- ※1 **食品安全 GAP (Good Agricultural Practice 適正農業規範)**：「農作業ごとに、安全な農産物を生産するための管理のポイントを整理し、まとめたもの」のことであり、食品の安全性を確保するため、農産物の生産段階において、人の健康に悪影響を与える可能性がある危害要因（例えば、重金属や病原微生物、基準値を超えるような残留農薬等）が農産物に付着や吸収されたりしないように適切な作業管理を確実に行うこと。
- ※2 **トレーサビリティシステム**：トレーサビリティとはトレース（追跡）とアビリティ（可能性）の合成語で、追跡可能性と訳されている。食品が「いつ・どこで・だれが・どのように」生産し、流通したのかを追跡、遡及する仕組みのこと。

食文化の継承のための活動への支援

祭礼行事の食文化、地場産物を活用した調理法や保存法等の食文化を次世代まで継承するための施策を行います。

22. ボランティア活動等における取組

食生活改善推進員等のボランティアが行う親子料理教室や体験活動等に地域の郷土料理や伝統料理を取り入れることにより、食文化の普及と継承を図ります。

また、地域における祭礼行事や民俗芸能等に関する、伝統文化の保存団体等が行う食文化に係る取組を促進することにより、食文化の継承を推進します。

施策の方向		取組	実施担当課
食文化の継承のための活動への支援	22. ボランティア活動等における取組	【68】食生活改善推進員等による、伝統料理教室等の開催を支援する。	農政企画室

【68】食生活改善推進員等による伝統料理教室等への支援】

平成23年度取組事例：親子の食育料理教室



伝統料理のレシピ

野菜入りすりたて

【一人分：エネルギー194kcal たんぱく質12.4g 脂質7.4g 塩分1.3g】

野菜を加えて、大豆入り具沢山の
みそ汁風にアレンジした。

材料／5人分

大豆……………120g
大根……………100g
人参……………80g
⑦ ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
ごぼう……………80g
里芋……………中5個(300g)
油揚げ……………1枚
ねぎ……………2本(60g)
味噌……………45g
だし汁……………5カップ
(水5と1/2+煮干し30g)
一味唐辛子……………少々

作り方—————

- 1.大豆は洗って一晩水につけておく。
- 2.①をたっぷりの水で煮て、泡や皮を取り除き、青臭みがなくなったら火を止める。ミキサーにかける。
- 3.大根、人参はいちょう切り、ごぼうはさがきにして水にさらす。里芋は厚めのいちょう切りにして茹でこぼす。油揚げは油抜きしてせん切り、ねぎは小口切りにする。
- 4.鍋にだし汁と②の材料を入れ、軟らかくなったら味噌と③、油揚げと葱を入れてひと煮たちさせ味を調える。
- 5.好みで一味唐辛子を加えていただく。

23. 学校給食への郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用

郷土料理や伝統料理等の食文化を継承した献立を学校給食に取り入れ、食に関する理解を深めます。

また、食育推進運動を展開するためのイベント等において、伝統ある食文化等の紹介や体験を織り込み、多くの市民がこれらに触れる機会を提供するとともに、郷土料理や伝統料理、さらにその歴史等を広く全国に発信します。

施策の方向		取組	実施担当課
食文化の継承のための活動への支援	23. 学校給食への郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用	69 地元で受け継がれている伝統野菜や数々の食材を活用した地域独自の料理方法等の情報提供を行う。	農政企画室
		70 学校給食週間（11月）やふるさとの日（2/7）に、郷土料理（地場産食材）を提供し、多様な食文化への理解を深める。	保健給食課
		71 福井市の歴史、自然、文化等を楽しく学ぶことにより、市民の郷土に対する誇りと愛着を育むため実施している「福井学」推進事業の一環として、公民館において、福井の食に関する講座を開催する。	生涯学習室

【71 福井の食に関する講座】

平成23年度取組事例：はつらつ伝承塾（円山公民館）



～おはぎづくり～

24. 専門調理師等を活用した取組

食事作法や伝統的な行事食等の豊かな食文化を継承するため、料理教室や体験活動、各種イベント等において、有識者により高度な調理技術や食材に関する情報提供を行います。

施策の方向		取組	実施担当課
食文化の継承のための活動への支援	24. 専門調理師等を活用した取組	72 農産物の生産者等をゲストティーチャーとして招き、伝統的な行事食等の豊かな食文化を継承する事業を推進する。	保健給食課
		73 市内の各公民館で実施する「家庭教育の支援のための学習」、「青少年健全育成のための学習」等の教育事業において、栄養士、調理師等を講師とした食育に関する講座を実施する。	生涯学習室

【73 公民館で実施する教育事業】

平成23年度取組事例：公民館の教育事業（啓蒙公民館）



～玄米こうじを使った無添加みそづくり講習会～

食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供

市民が食品の安全性に関する基礎的知識を持てるよう、情報の提供等の施策を行います。

25. リスクコミュニケーションの充実

国、地方公共団体、関係団体が連携しつつ、消費者、食品関連事業者、専門家等の関係者間において、人の健康に悪影響を及ぼす食品についての情報及び意見の交換を行うリスクコミュニケーション※¹を実施します。

施策の方向		取組	実施担当課
食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供	25. リスクコミュニケーションの充実	74 市民に、食品の安全性に関する情報を提供するとともに、国、県と連携し、リスクコミュニケーションを実施する。	農政企画室

用語説明

※ 1 リスクコミュニケーション：リスクについて、消費者、事業者、行政担当者等の関係者間で意見交換することにより、正確な情報を共有し、相互に意思疎通を図ること。ホームページを通じた情報発信等、一方向的なものも広い意味でのリスクコミュニケーションに関する取組に含まれる。

26. 食品の安全性や栄養等に関する情報提供

食品の安全性に関する様々な情報を市民が入手できるよう、国、県と連携し、市民に分かり易い形で情報提供するとともに、関係団体やNPO等が行う意見交換会等の取組を支援します。また、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸を図るため、食生活の改善に必要な情報の提供に努めます。

施策の方向		取組	実施担当課
食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供	26. 食品の安全性や栄養等に関する情報提供	75 毎年開催する「健康フェア」の中で、健康に大きく影響する食についての情報提供を行い、市民の食を意識した健康行動につなげる。 76 健康チャレンジ^{*1}やホームページで、生活習慣病予防のための食生活の実践や栄養についての正しい知識を深めるための情報提供を行う。	保健センター
		77 国、県と連携し、食品の安全性に関する情報の提供を行う。	農政企画室

【75 健康フェア】

平成23年度取組の様子



～体力や骨密度等の測定コーナーやミニ講演等～

用語説明

※ 1 **健康チャレンジ**: 健康チャレンジとは「健康チャレンジ登録事業」のこと。「肥満解消部門」、「禁煙部門」、「健康増進部門」のいずれかに個人、家族、グループで参加登録を行い、自ら健康づくりの目標を設定し、取り組むこと。

27. 食品情報に関する制度の普及啓発

食品表示の適正化を進めていくため、国、県と連携し、表示制度の普及と定着を図ります。また、消費者に対する教室やイベントにおいて、食品表示制度の情報を提供し、普及啓発を図ります。

施策の方向		取組	実施担当課
食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供	27. 食品情報に関する制度の普及啓発	78 幅広い世代を対象にした消費者教室等において、食品に関する情報提供を行う。	消費者センター
		79 国、県と連携し、食品情報に関するパンフレットの作成、配布等を行い、食品表示制度の普及と定着を図る。	農政企画室

【79 食品表示制度】

表示は、消費者が食品を購入するとき、正しく食品の内容を理解し、選択したり、適正に使用したりする上での重要な情報源となっています。万が一事故が生じた場合には、その責任の追及や製品回収等の行政措置を迅速かつ的確に行うための手がかりになります。

- ・ 生鮮食品の表示
- ・ 加工品の表示
- ・ 有機食品の表示
- ・ 遺伝子組み換えの表示



市民運動の展開

食育推進運動の展開及び市民の意見の反映に関する施策を行います。

28. 食育推進運動月間及び食育の日の実施

食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、国民への浸透を図るため、国は、毎年6月を「食育月間」と定めています。本市においても、国、県と連携し、「食育月間」の普及と定着を図ります。

また、国は、1年を通じて継続的に食育推進運動を展開するため、毎月19日を「食育の日」と決めました。本市においても、市民自らが食育を実践するよう、国、県と連携し、「食育の日」の普及と定着を図ります。

施策の方向		取組	実施担当課
市民運動の展開	28. 食育推進運動月間及び食育の日の実施	80 国が定めた毎年6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」の普及を推進する。	農政企画室

29. 「石塚左玄学」の展開

日本で初めて「食育」という考え方を提唱した本市出身の医師石塚左玄の教えを紐解きながら、特色ある食育を推進します。

施策の方向		取組	実施担当課
市民運動の展開	29. 「石塚左玄学」の展開	81 シンポジウム等を開催し、食育の祖石塚左玄の教えを紐解きながら食育を推進する。	農政企画室

30. 各種団体等との連携・協力体制の確立

行政と福井市食育推進会議やふくい食育市民ネットワークをはじめとする各種団体等が連携・協力しつつ、一体となって食育を推進することができるよう、関係者相互間の情報共有や意見交換が促進され、市民運動として展開されるよう図ります。

また、若者等、食や農林漁業に関心が薄い市民に向け、食品業界等と連携し、食育を推進します。

施策の方向		取組	実施担当課
市民運動の展開	30. 各種団体等との連携・協力体制の確立	82 行政と福井市食育推進会議やふくい食育市民ネットワークをはじめとする各種団体等が連携・協力し、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう図る。 83 食品業界、小売業界やメディア等と連携し、食育を推進する。	農政企画室

31. 食育の市民運動に資する調査研究と情報提供

食育に関する市民の意識や食生活の実態等について調査研究を行うとともに、その成果を公表します。

さらに、市民運動として食育を促進するため、食育に関する情報や成果を上げている全国各地の事例、手法を収集し、広く情報提供します。

施策の方向		取組	実施担当課
市民運動の展開	31. 食育の市民運動に資する調査研究と情報提供	84 市民健康づくり運動「健康ふくい21」計画における評価の中で、市民の食の意識、行動について調査し、その情報を提供する。	保健センター
		85 食育推進計画における推進目標について、進捗状況を調査し、その情報を提供する。	農政企画室

32. 食育に対する市民の理解の推進

食をめぐる諸課題や食育について市民の理解を深め、一人でも多くの市民が、自ら食育に関する活動を実践できるように配慮した広報啓発活動を展開します。

広報啓発活動に当たっては、世代や生活環境、健康状態等によって必要な情報が異なる場合があることに配慮するとともに、食品の安全性等を科学的に評価した情報に基づき冷静に判断することの重要性が十分理解されるよう留意しつつ取り組みます。

施策の方向		取組	実施担当課
市民運動の展開	32. 食育に対する市民の理解の推進	86 市政広報による特集記事等を通じて、食育に対する市民の理解を深める。	農政企画室

33. ボランティア活動への支援

市民の生活に密着した活動を行っているボランティアの役割が重要であることから、食に関する基本的な知識等の向上を図りつつ、その取組が活発化するよう環境の整備を図ります。特に、ボランティアが行っている健康づくり活動を促進します。

施策の方向		取組	実施担当課
市民運動の展開	33. ボランティア活動への支援	87 保健衛生推進員が行う、地区での自主的な食育推進活動を支援する。	保健センター
		88 食に関するボランティアに対し、食育に関する情報を提供する等、食育推進活動への支援を図る。	農政企画室

34. 施策の策定過程における取組

施策に市民の意見を反映するため、食育推進会議に市民の意見等が適切に反映されるよう努めます。

また、食育の推進に関する情報を、広く市民に提供することにより、市民の関心や意識を高めるよう努めます。

施策の方向		取組	実施担当課
市民運動の展開	34. 施策の策定過程における取組	89 食育に関する施策の策定過程において、市民の意見を適切に反映するよう努めるとともに、食育に関する市民の関心や意識を高めるため、食育に関する情報を市民に提供する。	農政企画室

35. 推進状況の把握と成果等の検証及び食育推進計画の見直し

推進状況を適切に把握し、実施した施策の検証を行い、結果を公表することにより、市民の理解と協力を求めます。また、必要に応じた計画の見直しを行います。

この場合においても、市民の意見を適切に反映するよう努めます。

施策の方向		取組	実施担当課
市民運動の展開	35. 推進状況の把握と成果等の検証及び食育推進計画の見直し	90 食育の推進状況を適切に把握し、施策の成果等の検証を適宜行い、必要に応じて計画の見直しを行う。	農政企画室

〈施策の体系〉 福井市食育推進計画（改訂版） ～ 家族そろって 学び 楽しむ 食育ふくい ～

基 本 理 念	「生涯を通じて健康に暮らせる社会をつくる」	基 本 方 針	1 市民の心身の健康の増進と豊かな人間形成 2 食に関する感謝の念と理解 3 食育推進運動の展開 4 子どもの成長に合わせた食育の推進 5 食に関する体験学習と食育推進活動の実践 6 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び地域の活性化と食料自給率の向上への貢献 7 食品の安全性の確保及び食に関する情報の提供等による市民の適切な食生活の実践
---------	-----------------------	---------	---

基 本 目 標	1 元気な子どもの育成	2 健康長寿ふくい	3 食育で地域の活性化
重 点 的 視 点	共食によるコミュニケーションの充実 ・子どもの生活リズムの向上 ・朝夕食を通じたコミュニケーションの向上	食ることの意義を知る ・食生活の改善 ・生活習慣病の予防と市民の健康増進	農林漁業体験等の充実 ・都市と農山漁村の共生・対流や生産者と消費者との交流の促進 ・地産地消の促進及び伝統的な食文化の継承
推 進 目 標 (数 値 目 標)	① 朝食を毎日食べる子どもの割合の増加 小学校5・6年生 92.3%⇒100% 中学生 86.2%⇒100% ② 学校給食における市内産農産物の使用品目数の維持 20品目 ③ 家族で共に朝夕食をとる（家族での共食）市民の割合の増加 朝食 64% ⇒ 朝夕食とも85% 夕食 77%	④ 食育に関心を持っている市民の割合の増加 79%⇒95% ⑤ 栄養バランスを考えて食事をとっている市民の割合の増加 83%⇒90% ⑥ 適正体重者の割合の増加 男性71.2%⇒75% 女性74.7%⇒80% ⑦ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している市民の割合の増加 40%⇒50% ⑧ ふだんの食生活において、よく噛んで味わって食べている市民の割合の増加 48%⇒60% ⑨ 食品の安全性に基礎的な知識を持っている市民の割合の増加 90%	⑩ 直売所及びインショップの設置箇所数の増加 26箇所⇒28箇所 ⑪ 食育の推進に関わるボランティアの数の増加 個人95名⇒100名 企業・グループ49団体⇒50団体 ⑫ 農林漁業体験に参加したことがある市民の割合の増加 51%⇒60%
施 策 の 方 向	家庭における食育の推進	地域における食育の推進	生産者と消費者との交流と地産地消の促進
	1. 子どもの基本的な生活習慣と望ましい食習慣の形成と知識の習得 2. 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導 3. 子どもの共食等の食育推進	7. 栄養バランスが優れた日本型食生活の実践 8. 「食生活指針」の普及啓発と「食事バランスガイド」の活用促進 9. 専門的知識を有する人材の養成・活用 10. 健康づくり等における食育推進 11. 歯科保健活動における食育推進 12. 高齢者に対する食育推進 13. 男性に対する食育推進 14. 食品関連事業者等による食育推進	15. 都市と農山漁村の共生・対流の促進 16. 農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供 17. 農林漁業者等による食育推進 18. 学校給食等における地場産物の利用促進 19. 地域内流通の促進
	保育所・学校等における食育の推進		環境と調和のとれた農林漁業の活性化
	4. 保育所等での食育推進 5. 食に関する指導の充実 6. 学校給食の充実		20. 食品リサイクルの推進 21. 食品の安全管理と経営基盤の強化
			食文化の継承のための活動への支援
			22. ボランティア活動等における取組 23. 学校給食への郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用 24. 専門調理師等を活用した取組
			食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供
市民運動の展開			
	28. 食育推進運動月間及び食育の日の実施 29. 「石塚左玄学」の展開 30. 各種団体等との連携・協力体制の確立 31. 食育の市民運動に資する調査研究と情報提供	32. 食育に対する市民の理解の推進 33. ボランティア活動への支援 34. 施策の策定過程における取組 35. 推進状況の把握と成果等の検証及び食育推進計画の見直し	25. リスクコミュニケーションの充実 26. 食品の安全性や栄養等に関する情報提供 27. 食品情報に関する制度の普及啓発

資 料 編

1 ライフステージに応じた主な食育のポイント	1
2 コラム	
食育の語源.....	2
メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）について.....	3
食べ合わせについて.....	4
3 福井市食育推進計画〔改訂版〕策定の取組	5
4 第2次食育推進基本計画（平成23年3月31日食育推進会議決定）	21

ライフステージに応じた主な食育のポイント

ライフステージと その特徴 主な食育の ポイント	乳・幼児期 (0～5歳)	少年期 (6～15歳)	青年期 (16～24歳)	壮年期 (25～44歳)	中年期 (45～64歳)	高年期 (65歳以上)
	食の基礎をつくる時期	体験などを通じて食生活の大切さを学ぶ時期	幅広い情報を取り入れ、食について自己管理できるようになる時期	食を楽しみ、病気を予防するとともに、次世代に食生活の大切さを伝える時期	食を楽しみ、健康への関心が高まるとともに、次世代への伝承活動を行う時期	食を楽しみながら、次世代へ伝承活動を行う時期
食を楽しみ、味覚を育てる	・安心と安らぎの中で母乳やミルクを飲む心地良さを感じさせる ・食べたいもの、好きなものを増やすなど味覚を育てる					
食べものと心や体の関係を知る	・食事のリズムを身に付ける ・離乳食を通じて、飲み込む力、かむ機能を育てる ・家族や仲間と一緒に食べる楽しさを感じる心を育てる	・規則正しい食習慣を育てる ・家族や仲間と一緒に食べる楽しさを育てる ・楽しい食事を通じて、望ましい人間関係を構築できるようにする	・食と健康の関係を理解し、生活習慣病を予防する知識を身に付ける ・周りの人とコミュニケーションをとりながら食べる楽しさを感じる心を育てる	・食と健康の関係を理解し、生活習慣病を予防する知識を身に付ける ・家族や友人とともに食事を楽しむ	・生活習慣病を予防し、体調にあった食生活を実践する ・家族や友人とともに食事を楽しむ	・生活習慣病を予防し、体調にあった食生活を実践する ・孤食傾向になりやすいので、家族や友人などと一緒に楽しく食事をし、郷土料理などを次世代の人々に伝える
食に関する情報を見分け、理解し、食品を選択する力を育てる		・栄養バランスや適量の知識を身に付ける	・栄養バランスを理解し、食生活による体調管理を身に付ける	・栄養バランスや安全な食べもの、食品衛生などについて理解する	・栄養バランスや安全な食べもの、食品衛生などについて理解する	
日本型食生活の良さを知る	・箸の使い方などを覚える		・日本型食生活に親しむ	・日本型食生活に実践する	・日本型食生活に実践する ・スローフードや郷土料理を楽しむ、次世代の人々に伝える	・日本型食生活に実践し、次世代の人々に伝える
基本的な調理方法を身に付ける		・食品の選択や調理の基礎を身に付ける	・食品の選択や調理技術を身に付ける	・地域の農産物や魚介類など自然の恵みを知り、料理などに活用する	・地域の農産物や魚介類など自然の恵みを知り、料理などに活用する	・地域の農産物や魚介類など自然の恵みを知り、料理などに活用し、次世代の人々に伝える
食べものが作られる過程などを理解し、食べものの大切さと感謝する心を育てる	・自然や食べものに触れ合い、食べものが作られる過程などを理解し、食を大切にすることを育てる	・自然や地域社会と食べものの関わりに関心を持ち、食を大切にする心を育てる	・食品の産地、栄養、添加物などの表示について理解する	・食品の産地、栄養、添加物などの表示について理解する ・家族で農林水産業と触れ合い、地域の農業や食文化への理解を深める	・食品の産地、栄養、添加物などの表示について理解する ・家庭菜園に取り組むなど食料の生産・流通から食卓までの過程を理解し、次世代の人々に伝える	・農林水産業に対する理解を深め、次世代の人々に伝える
食と環境について知る		・食品の生産、加工、流通の仕組み、食べものと環境について理解する	・食べ残しを減らし、生ゴミの再利用など食と環境について理解する	・食べ残しを減らし、生ゴミの再利用などを実施する	・食べ残しを減らし、生ゴミの再利用などを実施する	・食べ残しを減らし、生ゴミの再利用などを実施する

【コラム】 食育の語源

日本で初めて「食育」を提唱した石塚左玄

左玄は、1851年に福井市子安町（現、宝永4丁目）に生まれました。漢方医学を学び、医師と薬剤師の資格を有し、陸軍少将、陸軍薬剤監などとして活躍しました。

左玄は、1896年（明治29年）に著した「化学的食養長寿論」で、「学童を持つ人は、躰育も智育も才育もすべて食育にあると考えるべきである。」とし、体育、知育、才育の基本となるものとして「食育」の重要性を述べています。

また、「民族の伝統的食習慣を軽々しく変えるべきではない。地方に先祖代々伝わってきた食生活にはそれぞれ意味があり、その土地の食生活に学ぶべきである。」という現代の地産地消につながる、「入郷従郷」の考えを説くとともに、食の栄養、安全、選び方、組み合わせ方の知識とそれに基づく食生活が心身ともに健全な人間をつくるという教育、すなわち食育の大切さを説いています。

左玄の弟子達は仏教用語でもある「身土不二」（身体と自然は一体である意）の言葉を使って、更に世界に「マクロビオティック」として左玄の食養を広めていきました。

その左玄が明治の時代に残した食育の考え方が、今よみがえり、「食育基本法」の礎になったといえます。本市は、我が国で初めて食育を提唱した石塚左玄の生まれた地であり、その意味では、食育という言葉のふるさとといえます。



石塚 左玄（個人所蔵）

石塚左玄著「化学的食養長寿論」原本（左）と創刊号（右）



（写真提供：NPO法人フードヘルス石塚左玄塾）

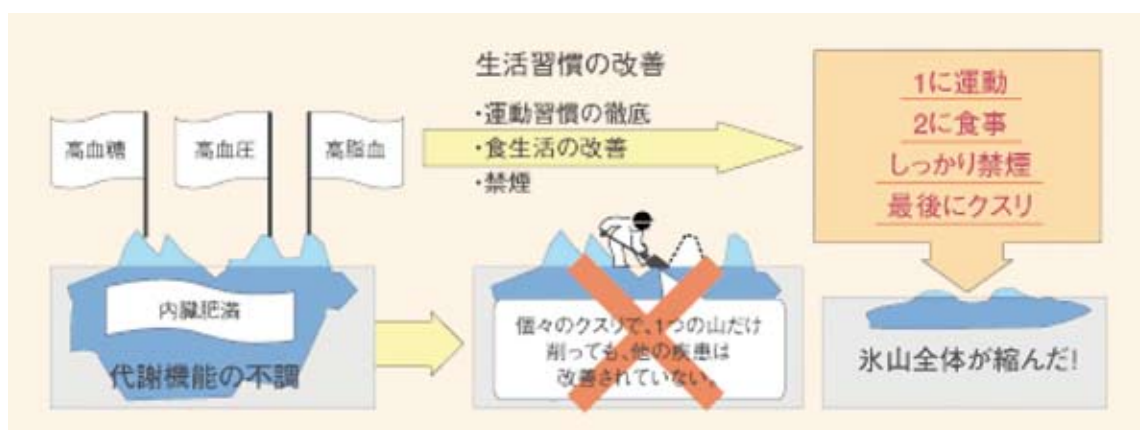
【コラム】メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)について

近年、内臓脂肪型肥満が、糖尿病、高血圧、虚血性心疾患、脳卒中等の生活習慣病の発症リスクを高めることが明らかとなっており、「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」の概念が世界的に提唱されています。メタボリックシンドロームの概念は、ひとつの氷山のようなものであり、高血糖、高血圧、高脂血等は、ひとつの氷山から水面上に出たいくつかの山のような状態と考えられます。それぞれの疾患は別々に進行するのではなく、水面下には内臓肥満が隠れており、投薬だけでは水面に出た氷山のひとつの山を削るだけ。根本的には、運動習慣の徹底、食生活の改善、禁煙等の生活習慣を改善することによって、氷山全体を縮小することが重要なのです。

世界的にメタボリックシンドロームの概念が提唱されている中で、平成 17 年 4 月、日本内科学会をはじめとする関係 8 学会が日本人向け診断基準をまとめました。診断基準では、ウエスト周囲径（へその高さでのおなか周り）が男性 85cm 以上、女性 90cm 以上であり、血中脂質、血圧、血糖の基準のうち 2 項目以上に該当する場合、メタボリックシンドロームと診断されます。

平成 16 年国民健康・栄養調査（平成 18 年 5 月、厚生労働省発表）によると、40～74 歳男性の 2 人に 1 人、女性の 5 人に 1 人が、メタボリックシンドロームが強く疑われる人または予備群と考えられる人でした。また、平成 16 年 10 月 1 日現在の推計人口を用い、それぞれ該当者、予備群の数を推計したところ、40～74 歳における該当者数は約 940 万人、予備群者数は約 1,020 万人、あわせて約 1,960 万人と推定。

食育推進基本計画においても、メタボリックシンドロームを認知している国民の割合を平成 22 年までに 80%以上にすることを目標として掲げており、国民の健全な生活習慣の形成に向け、メタボリックシンドロームの予防の重要性に対する理解の促進を図ることとしています



資料：平成 18 年度「食育白書」（平成 18 年 12 月発行）

【コラム】 食べ合わせについて

昔からよく言われる“食べ合わせ”に「うなぎと梅干し」「天ぷらとすいか」等があります。このような食べ合わせに関する記述は、室町時代の書物にあったようですが、有名な文献では、江戸時代の儒学者であり、医学・薬学者でもある貝原益軒が著書「養生訓」の中に、食べ合わせについての戒めを多数載せています。

食べ合わせについては、科学的根拠がないと言われていたようですが、衛生管理、栄養教育が行き届いていなかった昔ならではの食生活の知恵が、食べ合わせの形となったものと考えられます。

人は食事をする時に、ひとつの食品だけを食べるのではなく、いろいろな食品を組み合わせるとおいしく摂ろうとします。この際、食品の働きを考えてうまく組み合わせることで、それぞれの食品の持つ良さが、さらにパワーアップします。

せっかく食べるのですから、食材の持つチカラを最大限に生かしてみてもいいのではないでしょうか。



貝原 益軒（貝原家所蔵）

悪い食べ合わせの例

うなぎ×梅干し



- ・ うなぎの脂分と梅干しの強い酸味が刺激し合い、消化不良を起こすことがある。
- ・ 胃腸の弱っている時には注意が必要。

天ぷら×すいか



- ・ 特に胃腸の弱い人などは、すいかの水分が胃酸を薄め、うまく消化できなくなる。

酒×からし



- ・ 炎症を悪化させる。
- ・ 酒とからしなどの辛いものは、共に血行を促すため、かゆみが出る可能性がある。

なすの漬物×冷たいそば



- ・ 冷え性の人には向かない。
- ・ なすの漬物とそば、共に体を冷やす作用があり、下痢などの可能性がある。

福井市食育推進計画(改訂版)策定の取組

策定経緯

月	推進会議	策定委員会	対策会議	備考
平成23年 5月			5/19 (第1回) 国の計画について 市の計画改訂のすすめ方 アンケート調査内容検討・決定	
6月		6/3 (第1回) 国の計画について 市の計画改訂のすすめ方 アンケート調査内容検討・決定		6/22 ~ 7/6 食育推進計画 アンケート調査の実施
	6/10 (第1回) 国の計画について 市の計画改訂のすすめ方 アンケート調査内容検討・決定			
7月			7/29 (第2回) 総論部分 (計画の概要と数値目 標について)	
8月		8/11 (第2回) 総論部分 (計画の概要と数値目 標について)		
	8/31 (第2回) 総論部分 (計画の概要と数値目 標について)			
9月			9/28 (第3回) 計画の素案について	
10月		10/17 (第3回) 計画の素案について		
	10/25 (第3回) 計画の素案について			
11月				
12月				12/26 ~ 1/26 パブリック・コメント の実施
平成24年 1月	計画素案の決定			
2月	計画素案を市へ提言			

福井市食育推進会議設置要領

(目的)

第1条 食育を、生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

市民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、行政のみならず、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、市民運動として食育の推進に取り組むことが、我々に課せられている課題である。

こうしたことから、本市における食育に関する市民運動を盛り上げ、市民の自発的な食育実践活動等の推進について、関係者が情報交換と連携を行う場として、「福井市食育推進会議」（以下、「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、目的遂行のため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 食育を推進するため「福井市食育推進計画」（以下、「推進計画」という。）を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市における食育の推進に関する重要事項について審議し、及び施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

- 2 推進会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、副市長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 5 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 食育の推進に関係する団体の関係者
 - (3) 本市の職員
 - (4) その他市長が適当と認めるもの
- 8 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 9 委員は、再任されることができる。
- 10 推進計画を作成するため、推進会議に食育推進計画策定委員会を置く。
- 11 推進計画の円滑な実施を図るため、推進会議に食育推進対策会議を置く。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員がやむを得ない事情により出席できないときは、その代理を出席させることができる。この場合、代理出席者は、委員とみなす。
- 5 会長が必要であると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(事務局)

第5条 推進会議の事務局は、福井市農林水産部農政企画課に置き、事務処理を行う。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、平成19年2月1日から施行する。

この要領は、平成21年2月23日から施行する。

この要領は、平成23年2月18日から施行する。

福井市食育推進会議 委員名簿

役職	氏 名	団体名	職 名
会 長	吹 矢 清 和	福井市（行政）	副市長
副会長	谷 洋 子	仁愛大学	准教授
副会長	内 田 高 義	福井市（行政）	教育長
委 員	佐 部 裕 幸	社団法人福井市医師会	学校医理事
//	宮 下 裕 文	福井県福井健康福祉センター	医幹
//	横 山 弥四郎	福井市校長会 福井市酒生小学校（校長）	
//	大 嶋 良 雄	福井市PTA連合会	顧問
//	豊 嶋 美代子	福井市くらしの会	会長
//	加 畑 一 三	福井市自治会連合会	会長
//	森 永 忠 雄	福井市老人クラブ連合会	副会長
//	田 村 洋 子	福井市連合婦人会	会長
//	野 路 武 夫	福井市公民館連絡協議会 ふくい食育市民ネットワーク	会長
//	松 田 千鶴子	福井市JA女性部連絡会	会長
//	小 林 孝 夫	福井市農業協同組合	常務理事
//	平 野 仁 彦	福井市漁業協同組合	代表理事組合長
//	井 上 幸 喜	福井市中央卸売市場協会	代議員
//	鈴 木 八 束	総務部	部長
//	清 水 正 明	財政部	部長
//	巻 田 信 孝	市民生活部	部長
//	吉 村 義 昭	福祉保健部	部長
//	小 倉 芳 樹	商工労働部	部長
//	平 林 達 也	農林水産部	部長
//	南 澤 和 子	教育委員会事務局	部長

委員：23名

福井市食育推進計画策定委員会設置要領

(目的)

第1条 市民が生涯にわたって健康で豊かな人間性を育むため、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を市民運動として推進するため、福井市食育推進会議設置要領第3条第10項の規定に基づき、「福井市食育推進計画策定委員会」(以下、「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、食育を推進するため「福井市食育推進計画」(以下、「推進計画」という。)について調査、研究及び検討し、福井市食育推進会議(以下、「推進会議」という。)を補助する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 策定委員会に座長及び副座長を置く。
- 3 座長及び副座長は、市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 座長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) ふくい食育市民ネットワークに関係する団体
- (3) 本市の職員
- (4) その他市長が適当と認めるもの

- 7 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。

(会議)

第4条 策定委員会は、座長が招集し、議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 委員がやむを得ない事情により出席できないときは、その代理を出席させることができる。この場合、代理出席者は、委員とみなす。
- 5 座長が必要であると認めるときは、委員会に委員以外の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(事務局)

第5条 策定委員会の事務局は、福井市農林水産部農政企画課に置き、事務処理を行う。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要領は、平成23年2月18日から施行する。

福井市食育推進計画策定委員会 委員名簿

役 職	氏 名	団 体 名	備 考
座長	谷 洋 子	仁愛大学准教授	学識経験者
副座長	野 路 武 夫	ふくい食育市民ネットワーク会長	ふくい食育市民ネットワークに関する団体
委員	阪 下 利 美	福井市ＪＡ女性部連絡会	
//	森 下 珠 江	福井市連合婦人会	
//	近 藤 和 子	福井男女共同参画ネットワーク	
//	大 嶋 良 雄	福井市ＰＴＡ連合会	
//	中 村 光 子	福井市食生活改善推進員連絡協議会	
//	松 井 登志子	福井市保健衛生推進員会	
//	牧 野 敏 和	福井中央市場青果卸売協同組合	
//	山 口 美恵子	福井市漁業協同組合	
//	岩 佐 勢 市	特定非営利活動法人 フードヘルス 石塚左玄塾	
副座長	土 田 勝 基	福井市食育推進対策会議（座長）	市職員
委員	上 田 雄 二	福井市食育推進対策会議（副座長）	

委員：13名

福井市食育推進対策会議設置要領

(目的)

第1条 市民が生涯にわたって健康で豊かな人間性を育むため、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を市民運動として推進するため、福井市食育推進会議設置要領第3条第11項の規定に基づき、「福井市食育推進対策会議」（以下、「推進対策会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進対策会議は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 食育を推進するため「福井市食育推進計画」（以下、「推進計画」という。）について調査、研究及び検討し、福井市食育推進会議（以下、「推進会議」という。）並びに福井市食育推進計画策定委員会を補助すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市における食育の推進に関する事項について調査、研究及び検討し、及び施策の実施を推進するとともに、推進会議を補助すること。

(組織)

第3条 推進対策会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、本市の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 推進対策会議に座長及び副座長を置く。
- 4 座長は、農林水産部次長をもって充てる。
- 5 座長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 6 副座長は、教育委員会事務局次長をもって充てる。
- 7 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 委員は、食育の推進に関係する各課の主任等の職にあるものをもって充てる。

(会議)

第4条 推進対策会議は、座長が招集し、議長となる。

- 2 推進対策会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進対策会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 委員がやむを得ない事情により出席できないときは、その代理を出席させることができる。この場合、代理出席者は、委員とみなす。
- 5 座長が必要であると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(事務局)

第5条 推進対策会議の事務局は、福井市農林水産部農政企画課に置き、事務処理を行う。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、推進対策会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要領は、平成18年11月28日から施行する。

福井市食育推進対策会議 委員名簿

役 職	氏 名	所 属	備 考
座 長	土 田 勝 基	福井市農林水産部	次長
副座長	上 田 雄 二	福井市教育委員会事務局	次長
委 員	高 村 明 俊	福井市総務部行政管理室	主任
//	山 本 誠 一	福井市総務部政策調整室	//
//	林 俊 宏	福井市財政部財政課	//
//	道 佛 浩 二	福井市市民生活部市民協働・国際室	//
//	安 岡 裕 之	福井市市民生活部男女共同参画・少子化対策室	//
//	坂 井 小由里	福井市福祉保健部長寿福祉課	//
//	桑 原 浩 明	福井市福祉保健部保育課	//
//	山 田 真 澄	福井市福祉保健部保健センター	//
//	向 井 成 人	福井市商工労働部マーケット戦略室	//
//	鈴 木 薫	福井市農林水産部農政企画課	//
//	加 藤 勝 彦	福井市農林水産部中央卸売市場	//
//	前 田 誠一郎	福井市教育委員会事務局学校教育課	//
//	小清水 直 美	福井市教育委員会事務局保健給食課	//
//	田 畑 裕 嗣	福井市教育委員会事務局生涯学習室	//
//	元 塚 聡	福井市教育委員会事務局青少年課	//

委員人数：17名

平成 23 年度「福井市食育推進計画」にかかるアンケート調査結果

1) 調査の概要

1. 目的

市民の「食育」に関する意識等について、広く調査・集計し、計画策定の際の基礎資料とする。

2. 調査期間

平成 23 年 6 月 22 日（水）から平成 23 年 7 月 6 日（水）まで

3. 調査対象者

市内に居住する 20 歳以上の男女 2,500 人（無作為抽出）

4. 調査方法

郵送配布、郵送回収

5. 回答

回答数 1,605 通（64.2%） 有効回答数 1,597 通（63.8%）

2) 集計方法

①年齢ごとの集計結果を記載していますので、年齢が不明な回答は無効としています。

②各設問において、無回答のものは集計から除いています。

③割合の算出方法は、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位までの数値をグラフに記載しています。

3) 調査結果

問1 あなたの性別に○をつけてください。

有効回答数：1597 通

問2 あなたの満年齢を記入してください。

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
男	69	88	103	123	165	158	706
女	69	117	152	148	187	218	891
総計	138	205	255	271	352	376	1597

問3 あなたの最近の身長、体重を記入して下さい。(小数点以下は四捨五入)

<男性>

	痩せ		正常		肥満		不明		総計	
20～29歳	4	5.8%	57	82.6%	6	8.7%	2	2.9%	69	100%
30～39歳	2	2.3%	59	67.0%	26	29.5%	1	1.1%	88	100%
40～49歳	3	2.9%	66	64.1%	34	33.0%		0.0%	103	100%
50～59歳	3	2.4%	86	69.9%	33	26.8%	1	0.8%	123	100%
60～69歳	5	3.0%	118	71.5%	39	23.6%	3	1.8%	165	100%
70歳以上	10	6.3%	108	68.4%	35	22.2%	5	3.2%	158	100%
総計	27	3.8%	494	70.0%	173	24.5%	12	1.7%	706	100%

<女性>

	痩せ		正常		肥満		不明		総計	
20～29歳	18	26.1%	44	63.8%	6	8.7%	1	1.4%	69	100%
30～39歳	14	12.0%	94	80.3%	8	6.8%	1	0.9%	117	100%
40～49歳	21	13.8%	121	79.6%	9	5.9%	1	0.7%	152	100%
50～59歳	5	3.4%	114	77.6%	26	17.7%	2	1.4%	147	100%
60～69歳	15	8.0%	141	75.4%	29	15.5%	2	1.1%	187	100%
70歳以上	26	11.9%	140	64.2%	45	20.6%	7	3.2%	218	100%
総計	99	11.1%	654	73.5%	123	13.8%	14	1.6%	890	100%

問4 あなたの世帯は、この中のどれにあたりますか？あてはまるものに○をつけてください。

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
一人暮らし	28	14	18	17	28	60	165
夫婦のみ	7	30	23	48	117	117	342
親と子ども(2世帯)	58	126	153	144	135	76	692
親と子どもと孫(3世帯)	42	32	57	52	63	104	350
その他	3	2	3	8	8	17	41
総計	138	204	254	269	351	374	1590

問5 あなたの主な職業は次のうちどれですか？あてはまるもの1つに○をつけてください。

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
農林漁業	1	1	2	4	9	30	47
自営業	3	14	26	36	53	22	154
会社員	54	97	121	85	57	5	419
会社役員		2	3	13	18	5	41
公務員、団体職員	13	21	33	32	5		104
パート、アルバイト	19	35	38	43	44	10	189
学生	33						33
専業主婦	6	24	24	38	75	53	220
無職	7	4	3	10	82	240	346
その他	2	6	5	9	6	8	36
総計	138	204	255	270	349	373	1589

問6 あなたは「食育」という言葉やその意味を知っていますか？

<男性>

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
言葉も意味も知っている	27	40	58	55	77	59	316
言葉は知っているが、意味は知らない	36	41	39	53	68	59	296
言葉も意味も知らない	6	6	3	12	18	30	75
総計	69	87	100	120	163	148	687

<女性>

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
言葉も意味も知っている	42	77	114	93	103	93	522
言葉は知っているが、意味は知らない	26	34	37	50	69	84	300
言葉も意味も知らない	1	3	1	3	11	30	49
総計	69	114	152	146	183	207	871

問6-1 問6で「1. 言葉も意味も知っている」または「2. 言葉は知っているが、意味は知らない」と答えた方にお聞きます。あなたは食育に関心がありますか？

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
関心がある	20	41	63	59	87	110	380
どちらかといえば関心がある	66	92	135	139	178	132	742
どちらかといえば関心がない	30	38	29	38	38	29	202
関心がない	8	10	9	10	6	9	52
わからない	4	9	8	5	4	9	39
総計	128	190	244	251	313	289	1415

問6-2 問6-1で、「1. 関心がある」または「2. どちらかといえば関心がある」と答えた方にお聞きます。あなたが食育に関心がある理由は何ですか？

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
食生活の乱れ(栄養バランスの崩れ、不規則な食事等)が問題になっているから	64	77	138	134	171	147	731
生活習慣病(ガン、糖尿病等)の増加が問題になっているから	41	60	122	127	183	170	703
子どもの心身の健全な発育のために必要だから	50	103	166	136	173	116	744
大量の食べ残しなど、食品廃棄物が問題だから	21	36	50	54	74	76	311
食料を海外からの輸入に依存しすぎることが問題だから	20	32	43	74	116	108	393
肥満ややせすぎが問題になっているから	25	25	46	46	61	88	291
自然の恩恵や食に対する感謝の念がうすれているから	25	39	72	81	113	127	457
BSE(狂牛病)の発生など、食品の安全確保が重要だから	16	21	41	54	65	72	269
有機農業など自然環境と調和した食料生産が重要だから	12	17	36	60	107	102	334
食にまつわる地域の文化や伝統を守る事が重要だから	21	26	49	47	58	49	250
消費者と生産者の間の交流や信頼が足りないと思うから	10	7	18	16	17	44	112
その他	4	4	3	7	1	3	22
特になし	1	8	9				18
わからない	1	1					2
不明	3	3	4	1	5	9	25

(複数回答)

問7 あなたは日ごろ農林漁業に携わっていますか。

<男性>

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
はい	5	12	17	19	44	32	129
いいえ	64	75	84	103	121	121	568
総計	69	87	101	122	165	153	697

<女性>

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
はい	7	8	12	32	43	39	141
いいえ	62	107	140	115	142	173	739
総計	69	115	152	147	185	212	880

問7-1 問7で「2. いいえ」と答えた方にお聞きします。

あなたは今までに農林漁業体験に参加したことがありますか。

<男性>

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
ある	33	33	43	50	53	60	272
ない	29	42	40	50	65	54	280
総計	62	75	83	100	118	114	552

<女性>

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
ある	43	63	71	63	61	71	372
ない	17	40	63	51	77	85	333
総計	60	103	134	114	138	156	705

問8 あなたはふだん朝食を食べていますか？

<男性>

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
ほとんど毎日食べている (週6～7日程度)	41	57	78	101	153	141	571
食べる事が多い (週4～5日程度)	10	9	6	6	3	7	41
食べる事は少ない (週2～3日程度)	9	6	9	8	5	4	41
ほとんど食べない	9	15	9	7	4	4	48
総計	69	87	102	122	165	156	701

<女性>

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
ほとんど毎日食べている (週6～7日程度)	47	89	133	128	165	200	762
食べる事が多い (週4～5日程度)	12	16	7	11	10	8	64
食べる事は少ない (週2～3日程度)	6	7	6	5	9	5	38
ほとんど食べない	4	5	6	3	2	1	21
総計	69	117	152	147	186	214	885

問8-1 問8で「1. ほとんど毎日食べている（週6～7日程度）」または「2. 食べることが多い（週4～5日程度）」と答えた方にお聞きします。朝食はだれと一緒に食べていますか？

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
家族そろって食べる	5	23	25	22	66	73	214
家族の誰かと食べる	14	20	20	35	42	35	166
一人で食べる	27	18	33	38	40	33	189
家族そろって食べたいが、一人で食べる	4	4	6	9	7	6	36
その他		1		3	1	1	6
総計	50	66	84	107	156	148	611

<女性>

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
家族そろって食べる	6	28	35	38	63	86	256
家族の誰かと食べる	23	37	61	50	61	52	284
一人で食べる	28	28	25	37	38	61	217
家族そろって食べたいが、一人で食べる	2	12	18	11	8	5	56
その他			1	3	5	4	13
総計	59	105	140	139	175	208	826

問8-2 問8で「3. 食べることは少ない（週2～3日程度）」または「4. ほとんど食べない」と答えた方にお聞きします。それはなぜですか？主な理由を1つ選んで○をつけてください。

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
時間がないから	8	11	6	3		2	30
食欲がないから	4	6	8	6	3	3	30
めんどうだから		2			1		3
家族で食べる人がいないから					1		1
やせたいから							0
準備されていないから	1		1				2
特に理由はない	3		1	4	3	2	13
その他	2	2	1	2	1	1	9
総計	18	21	17	15	9	8	88

<女性>

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
時間がないから	7	6	3		1		17
食欲がないから	2	2	7	4	4	2	21
めんどうだから							0
家族で食べる人がいないから		1					1
やせたいから			1		4	1	6
準備されていないから							0
特に理由はない	1	3		1		1	6
その他				3	2	1	6
総計	10	12	11	8	11	5	57

問9 あなたはこの5年程度で朝食を食べる回数が変わりましたか。

<男性>

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
増えた	9	16	6	4	5	1	41
変わらない	47	69	90	113	154	141	614
減った	11	3	6		1	8	29
総計	67	88	102	117	160	150	684

<女性>

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
増えた	10	12	12	8	5	2	49
変わらない	53	98	135	134	174	194	788
減った	6	3	4	4	4	7	28
総計	69	113	151	146	183	203	865

問9-1 問9で「1. 増えた」と答えた方にお聞きします。
朝食を食べる回数が「増えた」理由についてお答えください。

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
健康に不安が生じたから	4	6	7	5	2	1	25
専門家に勧められたから		1	1				2
友人・家族に勧められたから	1	3	2	1		1	8
テレビ・ラジオや新聞・雑誌などの情報をみて	1	4	1	3	2		11
時間的余裕ができたから	5	7	4	5	5	1	27
朝、お腹が空くようになったから	7	10	6	4	1		28
ダイエットのため	1		1	1	1		4
病気が治った。または健康状態が良くなったから		1	2	1			4
運動を始めたから		1		1			2
朝ごはんがあるから	3	7	1		1	1	13
その他	8	7	3	1	1	2	22

(複数回答)

問9-2 問9で「3. 減った」と答えた方にお聞きします。
朝食を食べる回数が「減った」理由についてお答えください。

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
健康に不安が解消されたから							0
専門家に勧められたから		1				2	3
友人・家族に勧められたから							0
テレビ・ラジオや新聞・雑誌などの情報をみて		1				2	3
時間的余裕がなくなったから	9	3	4		2	2	20
朝、お腹が空かなくなったから	5	2	4	3	1	6	21
ダイエットのため			1		2		3
病気になったから						2	2
運動をやめたから	2	1				2	5
朝ごはんがないから	1		1		1	1	4
その他	5	2	1	1	1	4	14

(複数回答)

問10 次に、夕食についてお聞きします。夕食はだれと一緒に食べていますか？

<男性>

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
家族そろって食べる	18	42	39	48	87	92	326
家族の誰かと食べる	15	18	16	45	54	37	185
一人で食べる	28	17	25	16	19	23	128
家族そろって食べたいが、一人で食べる	4	9	20	9	3	2	47
その他	3	2	3	3	1	1	13
総計	68	88	103	121	164	155	699

<女性>

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
家族そろって食べる	28	50	69	72	100	96	415
家族の誰かと食べる	25	41	64	52	55	48	285
一人で食べる	9	12	14	14	20	56	125
家族そろって食べたいが、一人で食べる	3	8	5	7	3	3	29
その他	3	6		2	6	3	20
総計	68	117	152	147	184	206	874

問 11 あなたはふだん、栄養のバランスを考えて食事をとっていますか？

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
考えてとっている	17	51	77	83	126	142	496
少しは考えてとっている	79	115	135	136	192	162	819
あまり考えていない	36	32	36	44	27	47	222
まったく考えていない	5	6	7	6	4	13	41
総計	137	204	255	269	349	364	1578

問 12 あなたは噛み方、味わい方といった食べ方に関心がありますか。

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
関心がある	23	37	47	60	97	124	388
どちらかと言えば関心がある	55	93	135	113	170	157	723
どちらかと言えば関心がない	37	41	50	67	55	34	284
関心がない	13	24	15	19	17	27	115
わからない	9	10	7	10	7	22	65
総計	137	205	254	269	346	364	1575

問 13 あなたはふだんの食生活において、よく噛んで味わって食べていますか。

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
食べている	59	77	106	109	161	252	764
食べていない	45	86	93	111	146	70	551
わからない	33	42	55	49	41	42	262
総計	137	205	254	269	348	364	1577

問 14 「メタボリックシンドローム」という言葉やその意味を知っていますか？

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
言葉も意味も知っている	106	165	212	228	287	204	1202
言葉は知っているが、意味は知らない	31	35	42	35	50	106	299
言葉も意味も知らない		5	1	6	13	50	75
総計	137	205	255	269	350	360	1576

問 14-1 問 14 で「1. 言葉も意味も知っている」と答えた方にお聞きします。
あなたご自身はメタボリックシンドロームだと思いますか？

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
思う	6	22	37	48	66	41	220
予備軍だと思う	17	54	83	96	98	59	407
思わない	77	84	84	82	113	91	531
わからない	5	5	7		2	6	25
総計	105	165	211	226	279	197	1183

問 14-2 問 14 で「1. 言葉も意味も知っている」と答えた方にお聞きします。

あなたは、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防や改善のために、
①適度な食事、②定期的な運動、③週に複数回の体重測定、のいずれかを実践していますか。

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
実践して、半年以上継続している	28	35	64	84	110	86	407
実践しているが、半年未満である	8	12	11	6	18	9	64
時々気をつけているが、継続的ではない	30	75	87	95	118	74	479
現在していないが、近いうちにしようと思っている	14	20	31	22	11	5	103
現在していないし、しようと思わない	24	19	14	14	14	13	98
総計	104	161	207	221	271	187	1151

問 15 あなたは食品の安全性について、関心がありますか？

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
関心がある	67	105	139	128	208	183	830
どちらかと言えば関心がある	54	70	97	121	117	125	584
どちらかと言えば関心がない	9	17	12	11	11	18	78
関心がない	5	5	1	3	3	9	26
わからない	3	5	5	4	6	18	41
総計	138	205	255	271	352	376	1597

問 15-1 問 15 で「1. 関心がある」または「2. どちらかといえば関心がある」と答えた方にお聞きします。
食品の安全性について、具体的にどのようなことに関心をお持ちですか？

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
食物アレルギー	31	46	54	54	65	75	325
食品添加物	60	119	175	177	250	221	1002
遺伝子組み換え	34	46	106	102	119	94	501
農薬や化学肥料の使用状況	51	72	125	150	204	186	788
異物混入	42	54	78	73	79	105	431
病原菌やウイルスによる汚染	60	78	119	121	143	133	654
食品偽装	59	91	122	142	159	155	728
原産国	57	118	162	175	198	187	897
その他	2	5	5	3	9	4	28

(複数回答)

問 16 食品を購入する際、どのようなことを意識していますか？

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計
おいしさ	100	134	161	173	198	201	967
価格	112	163	213	194	248	206	1136
地場産品	23	67	104	120	170	188	672
産地	55	101	153	164	180	161	814
栄養のバランス	40	61	88	87	100	118	494
安全性	64	102	146	157	210	190	869
カロリー	29	53	60	60	66	73	341
健康	32	45	62	60	84	108	391
鮮度	95	134	207	222	277	257	1192
旬の物	40	78	126	122	138	142	646
特に意識していない	3	8	10	2	9	16	48
その他	4	4	2	4	10	11	35

(複数回答)

福井市食育推進計画(改訂版)(素案)に関するパブリック・コメント募集結果

1) 趣旨・目的

パブリック・コメント（市民意見募集）制度とは、市の政策等をより良いものとするため、市民生活に関する条例や計画などをつくる場合にその素案を公表し、広く市民や事業者の皆様からご意見や情報等を提出していただく機会を設ける制度である。本市において、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる人間を育てる「食育」を、市民運動として推進することを目的とした「福井市食育推進計画〔改訂版〕」を策定するため、下記により実施した。

2) 実施時期

平成 23 年 12 月 26 日（月）から平成 24 年 1 月 26 日（木）まで

3) 実施方法

○公表する素案および資料の名称

- ・ 福井市食育推進計画〔改訂版〕（素案）概要版
- ・ 福井市食育推進計画〔改訂版〕（素案）

○公表する素案および資料の入手方法

- （1）福井市のホームページ
- （2）農政企画課（市役所本館 5 階）、政策調整室（本館 3 階）、情報公開・法令審査課（別館 4 階）、総合案内（本館 1 階）、図書館、みどり図書館、桜木図書館、各総合支所総務課の窓口

○意見の提出方法

- （1）電子メール
- （2）ファクシミリ
- （3）直接又は郵送による書面提出

4) 特に意見をいただきたいポイント

- ・ 重点的視点について
- ・ 施策の方向について

5) 意見募集結果

○意見提出状況

提出者 7 人 意見数 14 件

○意見提出方法

書面の持参 6 人、郵便 0 人、ファクシミリ 0 人、電子メール 0 人、その他 1 人（聞きジョーズ 1 人）

第2次食育推進基本計画 (平成23年3月31日食育推進会議決定)

はじめに

1. 食をめぐる現状

我が国は戦後の高度成長により国民の生活水準が著しく向上し、かつての食糧難と言われた時代から、食べ残しや食品廃棄物の増大が問題となるようないわゆる「飽食」の時代を迎えた。他方、食料は海外に大きく依存しており、我が国の食料自給率は先進国中最低の水準となっており、食料自給率の向上が急務となっている。

我が国の伝統的な食生活は気候風土に合った米や野菜を中心とし、豊かな食文化を作り上げたが、塩分の大量摂取や脂質の摂取不足などの課題も抱えていた。戦後、伝統的な食生活の長所を保ちつつ畜産物や乳製品などをバランスよく取り込み、米と多様な副食からなるいわゆる「日本型食生活」を実現し、海外からも大きく評価された。ところが、社会経済構造の変化、国民の価値観の多様化等を背景に、かつての米を中心とした多様な副食からなるいわゆる「日本型食生活」を基本とした食生活スタイルから個人の好みに合わせた食生活スタイルへと食の多様化がさらに進展した。その結果、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足等の栄養の偏り、朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れに起因する肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身等様々な問題が引き起こされている。食の多様化は社会経済構造や国民の意識の変化に起因するものであるだけに短期間に問題をすべて解決することは困難であるが、食育として粘り強く取り組むことが重要である。

特に人格形成期にある子どもの食育は重要であるが、依然として朝食の欠食がみられ、一人で食べることも少なくない。生活時間の多様化とも相まって家族や友人等と一緒に楽しく食卓を囲む機会が減少傾向にあるが、食育の場としてもこうした機会を確保することは重要である。高齢者については経済的、物理的要因等により一部の高齢者の食生活の質が低下しているとの指摘があるが、高齢者が生き生きと生活できるような健全な食生活が確保されることが重要である。

食については情報が氾濫している一方、受け手である国民が正しい情報を適切に選別し活用することが困難な状況も見受けられる。食品の安全性に関わる国内外の事案の発生により食品の安全性に対する国民の関心は高まっており、適切な情報の提供により国民の理解の増進を図る必要がある。

また、食の多様化が進む一方で、地域の伝統的な食文化が失われつつある。個性あふれる地域社会の活性化等の観点から、地域の気候風土等と結び付いた伝統ある優れた食文化をいかしていくことが重要である。

2. これまでの取組と今後の展開

「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」(食育基本法第1条)ことを目的として、平成17年6月に食育基本法が制定された。平成18年3月には、同法に基づく食育推進基本計画を策定し(平成18年度から22年度まで)、国は、5年にわたり、都道府県、市町村、関係機関・団体等多様な主体とともに食育を推進してきた。

その結果、すべての都道府県における食育推進計画の作成・実施、食育の推進に関わるボランティアの数の増加、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している国民の割合の増加、また、家庭、学校、保育所等における食育の進展等、食育は着実に推進されてきている。

しかしながら、生活習慣の乱れからくる糖尿病等の生活習慣病有病者の増加、子どもの朝食欠食、家族とのコミュニケーションなしに一人で食事をとるいわゆる「孤食」が依然として見受けられること、あるいは高齢者の栄養不足等、食をめぐる諸課題への対応の必要性はむしろ増している。

今後の食育の推進に当たっては、単なる周知にとどまらず、国民が「食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めること」(食育基本法第6条)を旨として、生涯にわたって間断なく食育を推進する「生涯食育社会」の構築を目指すとともに、食をめぐる諸課題の解決に資するように推進していくことが必要である。

これまでの食育の推進の成果と食をめぐる諸課題を踏まえ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成23年度から27年度までの5年間を期間とする新たな食育推進基本計画を策定する。

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

今後の食育の推進に関する施策の基本的な方針として、次の3の重点課題及び7の基本的な取組方針について定める。

1. 重点課題

(1) 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進

食は命の源であり、食がなければ命は成り立たない。それゆえ、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することは、重要である。

そこで、子どもから成人、高齢者に至るまで、ライフステージに応じた間断ない食育を推進し、「生涯食

育社会」の構築を目指すこととする。そのため、国は、一人一人の国民が自ら食育に関する取組が実践できるように、情報提供する等適切な施策を推進する。

なお、家庭の態様の多様化、社会的あるいは経済的環境要因、高齢化等により、健全な食生活を実現することが困難な立場にある者にも十分配慮し、NPOなどの新しい公共との連携や、協働等を含めた支援施策も講じつつ、食育を推進する。

(2) 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進

現在、我が国では生活習慣病が死因の約6割を占め、国民医療費（一般診療医療費）についても、約3割と、その予防及び改善は国民的課題である。

特に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）が強く疑われる者及び予備群と考えられる者は、40歳から74歳の男性の約2人に1人、女性の約5人に1人と、深刻な状況にある。

また、生活習慣病の一つである糖尿病についても、強く疑われる者及び可能性が否定できない者を合わせると約2,210万人を超え、増加傾向にある。

このため、生活習慣の改善が重要な課題であり、その中でも、食生活の改善は極めて重要であることから、生活習慣病の予防及び改善につながる食育について、国はもとより、地方公共団体、関係機関・団体が連携して推進する。

(3) 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

子どものころに身に付いた食習慣を大人になって改めることは困難であり、子どものうちに健全な食生活を確立することは、成長段階にある子どもが、必要な栄養を摂取し健やかな体を作り、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となる。

このため、日常生活の基盤である家庭において、子どもへの食育の取組を確実に推進していくことは重要な課題である。

特に、家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る共食は、食育の原点であり、子どもへの食育を推進していく大切な時間と場であると考えられることから、家族との共食を可能な限り推進する。

家族との共食の際は、子どもたちに、食卓を囲む家族の団らんによる食の楽しさを実感させるとともに、食事のマナーや挨拶習慣など食や生活に関する基礎の習得ができるように配慮する。

もとより、ライフスタイル、家庭の態様や家族関係は多様化しており、家庭における食育は決して一律には推進できないが、家庭が子どもへの食育の基礎を形成する場であることは否めない。

そこで、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、男女共同参画等の推進を踏まえ、学校、保育所等、更には地域社会とも連携して、家庭における食育の推進の充実を促進、支援する。

2. 基本的な取組方針

(1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

「国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資すること」は、食育を推進する際の目的の要であり、食育に関するあらゆる施策は、これを踏まえて講じられるべきである。

近年、健全な食生活が維持されておらず、栄養の偏りや食習慣の乱れが目立っており、肥満や生活習慣病の増加等の問題が起きている。これらの多くは、生活習慣に起因しているが、中でも健全な食生活の実現に欠かせない食に関する知識や判断力の低下が大きな要因であると考えられる。

特に、我が国では、様々な種類の食材が多様な形で加工・提供されるようになってきており、自分の食生活を自分で管理できるだけの食に関する正確な知識や判断力を国民一人一人が備えるべき必要性が従来以上に高まっている。

健全な食生活に必要な知識や判断力については、年齢や健康状態、更には生活環境によっても異なる部分があることに配慮しつつ、国民の生涯にわたる健全な食生活の実現を目指して施策を講じる。

(2) 食に関する感謝の念と理解

世界の食料事情は、現在、9億人を超える人々が飢餓や栄養不足で苦しんでいることを始めとして、楽観視できない状況にある。

このような厳しい状況を理解して、「もったいない」という精神で、食事ができることに感謝の念を持つことは、食育の極めて大切な要素である。

また、日々の食生活は、自然の恩恵の上に成り立ち、食べるという行為自体が貴重な動植物の命を受け継ぐことであること、そして、食事に至るまでに生産者を始めとして多くの人々の苦労や努力に支えられていることを実感できるよう、動植物の命を尊ぶ機会となるような様々な体験活動や適切な情報発信等を通して、自然に感謝の念や理解が深まっていくよう配慮した施策を講じる。

(3) 食育推進運動の展開

食育推進運動の展開に当たっては、国民一人一人が食育の意義や必要性等を理解するとともに、これに共感し、自ら食育を実践できるよう、国民や民間団体等の自発的意思を尊重するとともに、多様な主体の参加

と連携・協力で立脚した国民運動として推進することを目指した施策を講じる。

(4) 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割

我が国の未来を担う子どもの食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性をはぐくんでいく基礎をなすものであり、子どもの成長、発達に合わせた切れ目のない推進が重要である。

そこで、父母その他の保護者や教育、保育に携わる関係者等の意識の向上を図るとともに、相互の密接な連携の下、家庭、学校、保育所、地域社会等の場で子どもが楽しく食について学ぶことができるような取組が積極的になされるよう施策を講じる。

その際は、健全な食習慣や食の安全観を確立していく中で、食に関する感謝の念や理解、食品の内容に関する安全知識、社会人として身に付けるべき食事の際のマナー等食に関する基礎の習得について配慮する。

(5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践

食は、観念的なものではなく、日々の調理や食事等と深く結び付いている極めて体験的なものである。

そこで、食との関係が最終段階での消費のみにとどまることが多い都市生活者を始めとして、多くの国民が食料の生産から消費等に至るまでの食に関する体験活動に参加するとともに、意欲的に食育の推進のための活動を実践できるよう施策を講じる。

その際は、体験活動を推進する農林漁業者、食品関連事業者、教育関係者等多様な主体により、できるだけ多くの国民が体験活動に参加ができるよう、関係機関・団体等との協力、協働を図るとともに、上記(2)の「食に関する感謝の念と理解」に配慮し、施策を講じる。

(6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献

食をめぐる問題は、伝統的な食文化や食生活にみられるように、人々の精神的な豊かさと密接な関係を有しており、先人によって培われてきた多様な食文化を後世に伝えつつ、時代に応じた優れた食文化や豊かな味覚をはぐくんでいくことが重要である。

このため、我が国の伝統ある優れた食文化や地域の特性をいかした食生活の継承・発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費等が図られるよう十分に配慮しつつ施策を講じる。

また、我が国の食料需給の状況を十分理解するとともに、都市と農山漁村の共生・対流や生産者と消費者との交流を進め、消費者と生産者の信頼関係を構築していくことが必要であり、農山漁村の活性化と食料自

給率の向上に資するよう施策を講じる。

(7) 食品の安全性の確保等における食育の役割

食品の安全性の確保は、食生活における基本的な問題であり、国民の関心も高まっている。

食品の提供者が食品の安全性の確保に万全を期すだけでなく、食品を消費する立場にある者においても、食品の安全性、栄養成分等の食品の特徴を始めとする食に関する知識と理解を深めるよう努め、自らの食を自らの判断で正しく選択していくことが必要である。

このため、国際的な連携を図りつつ、国民の食に関する知識と食を選択する力の習得のため、食に関する幅広い情報を多様な手段で提供するとともに、行政、関係事業者、消費者等との間の情報・意見交換が積極的に行われるよう施策を講じる。

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方

基本法に基づく取組は、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成、食に関する感謝の念と理解等の基本理念の下に推進されるものである。

このような考え方に則り食育を国民運動として推進するためには、国や地方公共団体を始め多くの関係者の理解の下、共通の目標を掲げ、その達成を目指して協力して取り組むことが有効である。また、より効果的で実効性のある施策を展開していく上で、その成果や達成度を客観的な指標により把握できるようにすることが必要である。

このため、基本計画においては、国民運動として食育を推進するにふさわしい定量的な目標値を主要な項目について設定することとし、その達成が図られるよう基本計画に基づく取組を推進するものとする。

ただし、食育は、食育基本法の目的や基本理念を踏まえて、地域の実態や特性等に配慮して推進されるべきものであり、安易に目標値の達成のみを追い求めることのないよう留意する必要がある。

2. 食育の推進に当たっての目標

(1) 食育に関心を持っている国民の割合の増加

食育を国民運動として推進し、成果を挙げるためには、国民一人一人が自ら実践を心掛けることが必要であるが、これにはまずより多くの国民に食育に関心を持ってもらうことが欠かせない。このため、食育に関心を持っている国民の割合の増加を目標とする。具体的には、平成17年度に70%となっている割合(食育に関心がある又はどちらかといえば関心がある者)

について、平成22年度までに90%以上とすることを目指していたが、目標を達成していないため、引き続き27年度までに90%以上とすることを旨す。

(2) 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加

家族揃って食事をする機会が様々な要因で減少しているが、家族との「共食」は、望ましい食習慣の実践や、食の楽しさを実感させ精神的な豊かさをもたらすと考えられる。このため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等の推進にも配慮しつつ、朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の週当たりの回数を、平成22年度の9回から、1回増やして10回以上とすることを目標とする。

(3) 朝食を欠食する国民の割合の減少

朝食の欠食が若い世代を中心に、依然として高い状況であり、健康的な生活リズムや生活習慣を確立するために、朝食を欠食する国民の割合の減少を目標とする。

具体的には、生活習慣の形成途上にある子ども（小学生）については、平成12年度の4%から19年度に1.6%となっている割合を、27年度までに0%とすることを旨す。

また、成人の中でも特に問題が顕在化している20歳代及び30歳代の男性については、平成20年度に28.7%となっている割合を、27年度までに15%以下とすることを旨す。

なお、成人の場合、多様なライフスタイルにより、遅い夕食等で胃腸への負担がある場合には、消化器官の状態を踏まえた適切な朝食の摂取を心掛けることが望ましい。

(4) 学校給食における地場産物を使用する割合の増加

学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や、食に関する感謝の念をはぐくむ上で重要であるほか、地産地消の有効な手段であるため、学校給食において都道府県単位での地場産物を使用する割合の増加を目標とする。具体的には、平成16年度に全国平均で21%となっている割合（食材ベース）について、平成22年度までに30%以上とすることを旨す。引き続き27年度までに30%以上とすることを旨す。

(5) 栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加

健全な食生活を実践するためには、国民一人一人が

「何を」「どれだけ」食べたらよいかを、把握、判断し、個々人に適した食事をとることが必要である。このため、今後検討する「食育ガイド」（仮称）、「食事バランスガイド」、「日本人の食事摂取基準」など科学的根拠に基づいた指針等を活用し、栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加を目標とする。具体的には、平成22年度までに60%以上とすることを旨す。引き続き27年度までに60%以上とすることを旨す。

(6) 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加

生活習慣病の有病者やその予備群とされる人々は、内臓脂肪型肥満やこれに伴う高血糖、高血圧又は脂質異常を重複的に発症させている傾向がみられ、このような状態を表す内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、定期的な運動、定期的な体重計測を継続的に実践している国民の割合の増加を目標とする。具体的には、平成22年度に41.5%（実践して半年以上継続している者）となっている割合を、27年度までに50%以上とすることを旨す。

(7) よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加

国民が健やかで豊かな生活を過ごすには、十分な口腔機能の発達、維持が必要であり、身体の栄養のみならず味わいや心のくつろぎにつながる食べ方に関心を持ってもらうことが重要である。このため、よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加を目標とする。具体的には、平成22年度に70.2%（食べ方に関心のある国民の割合）となっている割合について、27年度までに80%以上とすることを旨す。

(8) 食育の推進に関わるボランティアの数の増加

食育を国民運動として推進し、これを国民一人一人の食生活において実践してもらうためには、食生活の改善等のために全国各地で国民の生活に密着した活動に携わるボランティアが果たしている役割が重要である。このため、食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数の増加を目標とする。具体的には、平成21年度の34.5万人から、27年度までに37万人以上とすることを旨す。

(9) 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加

食に関する関心や理解の増進を図るためには、農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供すること

が重要である。このため、農林漁業者等による農林漁業体験や子ども農山漁村交流プロジェクトなど体験活動を促進することにより「農林漁業体験に参加した人」の割合の増加を目標とする。具体的には、平成22年度の27%から、27年度までに30%以上とすることを旨とする。

(10) 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加

健全な食生活の実践のためには、食品に関するリスクなど安全性に関する情報を受け止め、適正に食品を選択する力を身に付けることが必要であると考えられるため、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加を目標とする。具体的には、平成22年度までに60%以上とすることを旨としているが、更に食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合が増加することを目指して、27年度までに90%以上とすることを旨とする。

(11) 推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加

食育を国民運動として推進していくためには、全国各地においてその取組が進められることが必要であり、食育基本法においては、都道府県及び市町村に対して、食育推進計画を作成するよう努めることを求めている。このため、現状ですべての都道府県が推進計画を作成していることにかんがみ、平成22年度に40%となっている推進計画を作成・実施している市町村の割合を平成27年度までに100%とすることを旨とする。

第3 食育の総合的な促進に関する事項

1. 家庭における食育の推進

(1) 現状と今後の方向性

食に関する情報や知識、伝統や文化等については、従来、家庭を中心に地域の中で共有され、世代を超えて受け継がれてきた。

しかしながら、社会環境の変化や生活習慣の多様化等と合わせて、食に対する意識の希薄化が進む中で、家庭における食生活にも影響が及んでいる「しつけ」の問題を含め、これまで家庭が維持してきた教育力や生活力が低下してきており、このことは食生活においても顕著となっているとの指摘があり、家庭において食育に関する理解が進むよう、適切な取組を行うことが必要である。

(2) 取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(子どもの基本的な生活習慣の形成)

朝食をとることや早寝早起きを実践することなど、子どもの基本的な生活習慣の形成について、「早寝早起き朝ごはん」国民運動等を通して、学校、家庭、地域や、企業、民間団体等の協力を得ながら、全国的な普及啓発に係る取組を推進する。

(望ましい食習慣や知識の習得)

子どもが実際に自分で料理をつくるという体験を増やしていくとともに、親子料理教室など食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会を提供する活動を推進する。

また、学校を通じて保護者に対し、食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識等の啓発に努めるとともに、食育に関する内容を掲載した家庭教育手帳をホームページに掲載し、様々な学習機会などでの活用を促す。

(妊産婦や乳幼児に関する栄養指導)

若い女性における低体重（やせ）の者や低出生体重児の割合の増加等の現状を踏まえ、妊産婦の安全な妊娠・出産と産後の健康の回復に加えて、子どもの生涯にわたる健康づくりの基盤を確保するため、平成18年2月に作成・公表した「妊産婦のための食生活指針」の普及啓発を進めるなど妊産婦に対する栄養指導等の充実を図る。

また、乳幼児期は心身機能や食行動の発達が著しい時期であることから、母乳育児の推進や離乳食の進め方等を盛り込んだ「授乳・離乳の支援ガイド」や子どもの発達段階に応じた食事の提供についてまとめた「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の内容を普及するなどし、各自治体や児童福祉施設等における乳幼児の発達段階に応じた栄養指導の充実を図る。

(子ども・若者の育成支援における共食等の食育推進)

様々な子ども・若者の育成支援に関する行事、情報提供活動等において、食育についての理解を促進する。

特に、家族が食卓を囲んで共に食事を取りながらコミュニケーションを図る共食の推進とともに、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、家庭と地域等が連携した食育の推進を図る。

2. 学校、保育所等における食育の推進

(1) 現状と今後の方向性

社会状況の変化に伴い、子どもたちの食の乱れや健康への影響がみられることから、学校、保育所等は、子どもへの食育を進めていく場として大きな役割を担っており、学校や保育所等の関係者にはあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育の推進に努めることが求められている。

また、子どもへの食育は家庭の食育への良き波及効果をもたらすことが期待できる。

このため、家庭や地域と連携を深めつつ、学校、保育所等において十分な食育がなされるよう、適切な取組を行うことが必要である。

従来、栄養分野においては、栄養不足の観点が強調され、栄養の過剰摂取の視点がやや欠けていたとの指摘を踏まえ、生活習慣病の予防の立場から、適切なバランス確保に留意することが重要である。

(2) 取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(食に関する指導の充実)

新しい学習指導要領の総則に「学校における食育の推進」が明記され、各教科等でも食育に関する記述が充実された。また、幼稚園教育要領においても、食育に関する記述が充実された。これらを踏まえ、給食の時間、家庭科や体育科を始めとする各教科、総合的な学習の時間など、学校教育活動全体を通じて学校における食育を組織的・計画的に推進する。

栄養教諭は、学校全体の食に関する指導計画の策定、教職員間や家庭との連携・調整等において中核的な役割を担う職であり、各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教員である。すべての児童生徒が、栄養教諭の専門性をいかした食に関する指導を受けられるよう、栄養教諭の役割の重要性やその成果の普及啓発等を通じて、学校栄養職員の栄養教諭への速やかな移行を図るなど配置の促進に努める。

学校教育活動全体で食育の推進に取り組むためには、各学校において食育の目標や具体的な取組についての共通理解をもつことが必要である。このため、学校長や他の教職員への研修の充実等、全教職員が連携・協力した食に関する指導体制を充実するための取組を促進する。

また、食に関する指導の時間が十分確保されるよう、栄養教諭を中心とした教職員の連携・協力による学校の食に関する指導に係る全体計画の作成を推進する。

地域の生産者団体等と連携し、農林漁業体験や食品の調理に関する体験等、子どもの様々な体験活動を推進するとともに、体験活動の円滑な実施を促進するため、指導者に対する研修を実施する。

学校教育以外でも、食料の生産・流通・消費に対する子どもの関心と理解を深めるため、行政関係者、関係団体等と連携し、子どもへの体験学習を推進する。

効果的な食育の推進を図るために、各地域において、学校長のリーダーシップの下、栄養教諭を中核として、学校、家庭、PTA、関係団体等が連携・協力した取組を推進するとともに、その成果を広く周知・普及する。

(学校給食の充実)

子どもが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食の一層の普及を促進するとともに、十分な給食の時間の確保及び食事マナー等の指導内容の充実を図る。また、各教科等においても学校給食が「生きた教材」として活用されるよう献立内容の充実を図る。

望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもの関心を高め理解を深めるとともに、地産地消を進めていくため、生産者団体等と連携し、安定的な納入体制を構築の上、学校給食における地場産物の活用の推進や米飯給食の一層の普及・定着を図りつつ、地域の生産者の苦労や産物に関する情報等を子どもに伝達し、感謝の心をはぐくむ等教育にいかす取組を促進する。

さらに、子どもの食習慣の改善等に資するため、生産者と学校給食関係者との情報交換会の開催等を推進する。

(食育を通じた健康状態の改善等の推進)

栄養教諭は、学級担任、養護教諭、学校医等と連携して、保護者の理解と協力の下に、子どもへの指導において、過度の痩身や肥満が心身の健康に及ぼす影響等健康状態の改善等に必要な知識を普及するとともに、食物アレルギー等食に関する健康課題を有する子どもに対しての個別的な相談指導を行うなど望ましい食習慣の形成に向けた取組を推進する。

(保育所での食育推進)

乳幼児期からの食育の重要性が増していることにかんがみ、平成21年4月施行の保育所保育指針に基づき保育の一環として食育を位置付け、施設長、保育士、栄養士、調理員等の協力の下に食育の計画を作成し、各保育所の創意工夫により推進する。取組に当たっては、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて、計画的に食事の提供、食育の実施が行えるよう努めるとともに、食に関わる保育環境について配慮する。

また、子どもの発達段階に応じた食育のねらいや留意事項を整理し、平成16年3月に作成・公表した「保育所における食育に関する指針」の普及を図り、その活用を促進し、食を通じて、健康な心と体を育て、人と関わる力を養い、伝承されてきた文化の理解や郷土料理への関心、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちををはぐくむよう努める。

さらに、保育所の人的・物的資源をいかし、在宅の子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供等に努めるほか、地域と連携しつつ、積極的に食育を推進するよう努める。

3. 地域における食育の推進

(1) 現状と今後の方向性

心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らしていくためには、人生の各段階に応じた一貫性・継続性のある食育を推進することが求められる。特に、日本人の最大の死亡原因となっている生活習慣病を予防する上では、食生活の改善を図るとともに運動の習慣化が欠かせない。また、生活の質の低下を防ぐため、糖尿病の重症化予防も重要である。このため、栄養バランスに優れた日本型食生活の実践の促進、健康づくりや生活習慣病の予防及び改善につながる健全な食生活の推進など、家庭、学校、保育所、生産者、企業等と連携しつつ、地域における食生活の改善が図られるよう、適切な取組を行うことが必要である。

(2) 取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(栄養バランスが優れた日本型食生活の実践)

米や野菜、果実、きのこ類、魚介類、牛乳・乳製品などに関する情報提供等を通じ、日本の気候風土に適した米を中心に農産物、畜産物、水産物等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた日本型食生活の実践を促進する。

(「食育ガイド」(仮称)等の活用促進)

国民の食生活の改善を進めるとともに、健康増進や生活の質的向上及び食料の安定供給の確保等を図るための指針として平成12年3月に決定・公表した「食生活指針」について、引き続き普及啓発を進める。

また、国民一人一人が日々の生活において食育に関する取組が実践できるよう、世代区分等に応じた具体的な取組を提示する「食育ガイド」(仮称)や、「食生活指針」を具体的行動に結び付けるため平成17年6月に決定・公表した「食事バランスガイド」の活用を促進するため、関係機関や関係団体はもとより、家庭や学校、小売や外食、職場等を通じて国民への浸透を図る。

(専門的知識を有する人材の養成・活用)

国民一人一人が食に関する知識を持ち自らこれを実践できるようにするため、食育に関し専門的知識を備えた管理栄養士や栄養士、専門調理師や調理師等の養成を図るとともに、学校、各種施設等との連携の下、食育の推進に向けてこれらの人材やその団体による多面的な活動が推進されるよう取り組む。

また、地域において食育の推進が着実に図られるように、都道府県や市町村における管理栄養士等の配置を推進するとともに、地域において食育の推進に当たる管理栄養士や専門調理師等の資質向上を図るため、研修会等を開催する。

(健康づくりや医学教育等における食育推進)

食育を通じて生活習慣病等の予防を図るため、保健

所、保健センター、医療機関等における食育に関する普及や啓発活動を推進するとともに、市町村等が行っている健康診断に合わせて、一人一人の健康状態に応じた栄養や運動の指導の充実を図る。

さらに、食育を進めるため、栄養面を含めた生活習慣と疾病の関連など、医学教育の充実を推進する。

(生活習慣病の予防及び改善につながる食育推進)

生活習慣病の予防及び改善につながる食育を推進する。生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図ることを目的とした国民健康づくり運動(「健康日本21」)等を通して、健全な食生活の実践につながる取組を推進する。

特に、20歳以上の糖尿病が強く疑われる者及び可能性が否定できない者は約2,210万人と推計されていることから、生活習慣病の重症化予防も重要である。

糖尿病については、ひとたび発症すると治癒することではなく、症状が進行すると腎臓の障害等の様々な合併症を引き起し、生活の質を低下させることから、日頃より適切な食事の実践ができるよう、食生活の支援が受けやすい体制整備に向けた取組を推進する。

国際的に人体への影響が問題視されているトランス脂肪酸等を含め、栄養成分について食品への表示の義務付けを検討するなど、生活習慣病の予防及び改善に資する取組を進める。

(歯科保健活動における食育推進)

すべての国民が健やかで豊かな生活を過ごすため、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした「8020(ハチマル・ニイマル)運動」とともに、地域における食育を推進するための一助として、より健康な生活を目指すという観点から、ひとくち30回以上噛むことを目標とした「噛ミング30(カミングサンマル)」を目指して、小児期から高齢期まで各ライフステージに応じた食べ方の支援や食品の物性に応じた窒息などの予防を含めた食べ方の支援など、歯科保健分野からの食育を推進する。

(高齢者に対する食育推進)

65歳以上の高齢者については、健康上の問題で日常生活に影響のある者の割合がおおむね4分の1となっている(平成19年「国民生活調査」)こと、日常の食生活において単身世帯や経済的にゆとりが少ないほど欠食している(平成22年「高齢者の日常生活に関する意識調査」)こと、流通や交通網の弱体化で食料品等の買い物が困難な状況に置かれている買い物難民が600万人と推定される(平成22年「地域生活インフラを支える流通のあり方研究会報告書」)こと等から、高齢者の身体機能や生活機能を維持できるよう、食育を推進するとともに、その支援、環境整備等を促進する。

また、加齢による機能減退が原因となる窒息の予防に考慮した「食べ方」を推進することによって、窒息事故を防止し、バランスのとれた栄養状態を保ち、安全で活力を維持する高齢期の食育を推進する。

(男性に対する食育推進)

年代別・性別の朝食頻度をみると、20歳代男性の24.8%、30歳代男性の21.4%が朝食を「ほとんど食べない」と回答していること（女性20歳代11.8%、30歳代8.6%）（平成21年12月内閣府「食育の現状と意識に関する調査」）、栄養バランスの意識については男性の24.6%（女性11.9%）が「あまり意識していない」もしくは「意識していない」と回答していること、食育への関心についても男性の方が女性よりも意識が低い傾向がある（平成22年1月内閣府「食事に関する習慣と規範意識に関する調査」）こと等から男性の生活・自活能力を高め、健全な食生活を実現するために食育を推進する。

(食品関連事業者等による食育推進)

食品関連事業者等は、食育に関心を持っていない人々も含めた消費者との接点を多く有していることから、様々な体験活動の機会の提供、より一層健康に配慮した商品やメニューの提供、食に関する分かりやすい情報や知識の提供といった食育の推進のための活動について積極的に取り組むよう努める。

その際には、従来から取り組んでいる工場見学の実施や情報提供等についても、食育の推進という視点からの見直しや充実に努める。

特に、消費者への情報提供に当たっては、消費者の適切な食の選択に資するよう、科学的知見に基づき分かりやすく客観的な情報の提供に努める。

また、職場の食堂等においても、より一層健康に配慮したメニューの提供や栄養、食生活等に関する情報提供がなされるよう努める。

なお、これらの活動を支援するため、国及び地方公共団体において必要な情報提供等を行う。

4. 食育推進運動の展開

(1) 現状と今後の方向性

食育については、これまで、毎年6月の食育月間及び食育の日を中心に、全国各地で様々な関係者がそれぞれの立場から取り組み、国民的な広がりを持つ運動として推進されてきた。

また、ここ5年余で食育の推進に関わるボランティア等の数は増加しており、今後、地域での食育推進運動の中核的役割を担うことが期待される状況にある。

これらの状況も踏まえ、今後とも、国、地方公共団体、関係団体、ボランティア等関係者が緊密な連携・協力を図り、全国的な食育推進運動が展開されるよう、適

切な取組を行う必要がある。

なお、食育の推進に関して、マスコミやインターネット等を通じた国民への働きかけを積極的に行い、関係団体、企業、地域等への周知徹底を図る。

(2) 取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(食育推進運動展開における連携・協力体制の確立)

食育推進運動の展開に当たっては、多様な主体による取組を促すとともに、国や地方公共団体、食育を推進する関係団体やボランティア等の広範かつ横断的な連携・協力を呼びかけ、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるように実施する。

また、国民にとって身近な地域において、食育の推進が図られるよう、地方公共団体を中心とした協力体制の構築等を推進する。

さらに、若者を中心とした食や農業に関心を持たない国民に向けて、食品業界はもとより、ファッション業界やマスメディア等、直接食に関係していない事業者とも連携して、一人一人が食べることを真剣に見なおす運動（例えば、「マジごはん計画」）を展開する。

(食育に関する国民の理解の増進)

食をめぐる諸課題や食育の意義や必要性等について広く国民の理解を深め、あらゆる世代、様々な立場の国民が、自ら食育に関する活動を実践できるよう、ライフステージに応じた具体的な実践や活動を提示して理解の増進を図り、「生涯食育社会」の構築に向け、全国において継続的に食育推進運動を展開する。

これに当たっては、高齢者、成人、子どもといった世代区分、その置かれた生活環境や健康状態等によっても必要な情報が異なる場合があることに配慮するとともに、各種広報媒体を通じて提供される食に関する様々な情報について、これに過剰に反応することなく、内外の科学的知見や伝統的な知恵に基づき的確な判断をすることが重要であるとの認識が国民に十分理解されるよう留意しつつ取り組むこととする。

(ボランティア活動等民間の取組への支援、表彰等)

食育の推進は、国民一人一人の食生活に直接関わる取組であり、これを国民に適切に浸透させていくためには、国や地方公共団体による取組だけではなく、国民の生活に密着した活動を行っているボランティアの役割が重要であることから、ボランティア活動の活発化とその成果の向上に向けた環境の整備を図り、地域での食育推進の中核的役割を担うことができるよう支援する。

その際、食生活改善推進員を始め、各種ボランティアの草の根活動としての食育活動を、NPO等の新しい公共、学校等との連携にも配慮して促進する。

また、民間の団体等が自発的に行う活動が全国で展開されるよう、関係者間の情報共有を促進するとともに、優れた活動を奨励するため、民間の食育活動に対する表彰を行う。

(食育月間及び食育の日の設定・実施)

毎年6月を「食育月間」と定め、関係者の緊密な連携・協力を図りつつ、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施することにより、国民の食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図る。

特に、「食育月間」中、国は、地方公共団体、民間団体等の協力を得て、全国規模の中核的行事を毎年開催して、食育について国民への直接的な理解促進を図るとともに、関係者相互間の連携が推進されるよう実施する。

なお、「食育月間」の実施に当たって、基本法第29条第1項で定める食育担当大臣は、同月間で重点的に実施していくテーマ等を示した実施要綱を予め定め、関係機関、団体等に通知するとともに公表する。

また、一年を通じて継続的に食育推進運動を展開するため、毎月19日を「食育の日」と定め、「家族そろって食卓を囲む」など実践的なものになるよう十分配慮しつつ取り組む。

(運動に資する情報の提供)

様々な分野での食育を推進し、全国的な運動として、全国各地において食育推進運動を促進するため、食育を推進して成果を挙げている地域の事例や手法を収集し、広く情報提供する。

また、食料自給率の向上に向けた国民運動「フード・アクション・ニッポン」の中で、食育推進に資する活動を行っている企業・団体の紹介等を通じ、消費者への発信等を推進する。

5. 生産者と消費者との交流の促進、 環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

(1) 現状と今後の方向性

食育の推進、特に食に対する感謝の念を深めていく上で、食を生み出す場としての農林漁業に関する理解が重要である。消費者と生産者が互いを意識する機会が少ないことから、生産者と消費者との顔が見える関係の構築等によって、これを改善していくことが求められている。

また、農林水産物の生産、食品の製造及び流通等の現場は、地域で食育を進めていく上で貴重な場であり、人々のふれ合いや地域の活性化を図るためにも、これを支える農山漁村コミュニティの維持・再生が必要である。

さらに、食料の生産は自然の恩恵の上に成り立って

おり、自然との共生が求められている。このため、生産者と消費者との交流の促進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等が図られるよう、適切な取組を行う必要がある。

こうした食育の取組を通じて、農林漁業への関心と理解を深めることにより、後継者等の育成が期待できる。

(2) 取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(都市と農山漁村の共生・対流の促進)

グリーン・ツーリズムを通じた都市住民と農林漁業者の交流を促進するため、都市住民への農山漁村の情報提供と農山漁村での受入体制の整備等を推進する。また、都市部での体験農園や農山漁村での滞在型市民農園の整備等を推進する。

(子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供)

子どもを中心として、農林水産物の生産における様々な体験の機会を拡大し、食に対する関心と理解を深める必要があることから、農林漁業体験活動を促進するため、情報提供の強化、受入体制の整備等を進める。

また、地域の実情に応じた出前講座等による情報提供等を行う。

(農山漁村コミュニティの維持再生)

農林水産業や住民の生活の場である農山漁村は、食育を進める上で重要な役割を果たしており、これを支える農山漁村コミュニティの維持・再生を図る必要があるため、生活支援、地域資源の活用、環境保全等の地域主体の取組を推進する。

(農林漁業者等による食育推進)

農林漁業に関する体験活動は、農林水産物の生産現場に関する関心や理解を深めるだけでなく、国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていること等に関する理解を深める上で重要であることから、農林漁業者やその関係団体は、学校、保育所等の教育関係者と連携し、食育を推進する広範な関係者等の協力を得ながら教育ファーム等農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供するよう努める。

なお、これらの活動を支援するため、国や地方公共団体において必要な情報提供等を行う。

(地産地消の推進)

平成22年12月に公布された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」、及び同法に基づく基本方針により、地方公共団体と連携し、学校給食等

における地域の農林水産物の利用の促進、直売所等の整備及び直売所等を利用した地域の農林水産物の利用の促進、活動の核となる人材の育成及び多様な主体の連携等の各種取組を推進する。

また、食料自給率の向上に向けた国民運動「フード・アクション・ニッポン」を展開し、地元でとれる食材の食事への活用等による国産農林水産物の消費拡大について、国民への普及・啓発等を行う。

さらに、食品リサイクル法の再生利用事業計画（食品リサイクル・ループ）制度の活用等により、地域で発生した食品循環資源を再生利用して得られた肥料や飼料を利用して生産された農林水産物の地域での利用を推進する。

（バイオマス利用と食品リサイクルの推進）

地域で発生・排出されるバイオマスの総合的・計画的な活用に向けて、平成22年12月に閣議決定した「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、バイオマスの活用に必要な基盤の整備、農山漁村の6次産業化等によるバイオマス製品等を供給する事業の創出、研究開発等を促進することにより、バイオマスの種類ごとの特性に応じた最大限の有効活用を図る。

また、食品廃棄物の発生抑制や再生利用等の必要性等を普及啓発するため、ホームページ等を通じた情報提供を実施する。

さらに、家庭や外食における食品の廃棄状況等を把握するための調査や、食品産業における食品廃棄物等の発生量や再生利用等の実施状況を把握するための調査を実施する。

6. 食文化の継承のための活動への支援等

（1）現状と今後の方向性

南北に長く、豊かな自然に恵まれ、さらに海に囲まれた我が国は、四季折々の食材に恵まれ、長い年月を経て地域の伝統的な行事や作法と結び付いた食文化が形成されてきた。このような我が国の豊かで多様な食文化は、世界に誇ることができるものである。また、歴史的に行われてきた「食養生」の再評価も必要である。

戦後は、この食文化をいかしつつ、畜産物や乳製品なども取り入れ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」が構築され、国民の平均寿命の急上昇にもつながった。

しかしながら、長期的には経済成長に伴う所得の向上等を背景として、国民のライフスタイル、価値観、ニーズが多様化する中で、米を中心として、水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスに優れた日本型食生活や、家庭や地域において継承されてきた特色ある食文化や豊かな味覚が失われつつ

ある。

このため、食文化の継承のための活動への適切な支援等がなされるよう、適切な取組を行う必要がある。

（2）取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

（ボランティア活動等における取組）

食生活改善推進員等のボランティアが行う料理教室や体験活動等において、地域の郷土料理や伝統料理を取り入れることにより、食文化の普及と継承を図る。

（学校給食での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用）

我が国の伝統的な食文化について子どもが早い段階から興味・関心をもって学ぶことができるよう、学校給食において郷土料理等の伝統的な食文化を継承した献立を取り入れ、食に関する指導を行う上での教材として活用されるよう促進する。

地域における祭礼行事や民俗芸能等に関する伝統文化の保存団体等が実施する食文化に係る取組を促進し、我が国の伝統ある優れた食文化の継承を推進する。

全国各地で開催する行事等において、我が国の伝統ある食文化、地域の郷土料理や伝統料理等の紹介や体験を盛り込み、多くの国民がこれらに触れる機会を提供する。

毎年度開催している国民文化祭を活用し、地域の郷土料理や伝統料理、その歴史等を全国に発信する。

（専門調理師等の活用における取組）

我が国の食事作法や伝統的な行事食等、我が国の豊かな食文化の醸成を図るため、料理教室や体験活動、各種行事等において高度な調理技術を備えた専門調理師等の活用を図る。

（関連情報の収集と発信）

食育推進運動の一環として全国各地の事例や手法を収集・発信するに当たり、食文化の普及啓発に係る取組についても積極的に取り上げ、食文化の継承に向けた機運の醸成を図る。

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

（1）現状と今後の方向性

健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自ら食を選択していくことが必要である。そのためには、世代区分等に応じた具体的な取組や、国際的な研究を含めた最新の科学的知見に基づく客観的な情報の提供が不可欠である。

また、食育をより効果的に推進していく上で、国内外の各種の資料や情報を収集・分析し、これに立脚しつつ取り組むことが欠かせない。

このため、食品の安全性、栄養成分等の食品の特徴その他の食生活に関する内外の調査、研究、情報の提供等がなされるよう、適切な取組を行う必要がある。

(2) 取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(世代区分等に応じた国民の取組の提示)

国は、ライフステージに応じた間断ない食育を推進するため、一人一人の国民が自ら食育に関する取組が実践できるように、適切な情報を提供する。そこで、世代区分等に応じた具体的な取組を提示する「食育ガイド」（仮称）を、別に作成し、公表するものとする。

(基礎的な調査・研究等の実施及び情報の提供)

食育に関する国民の意識や食生活の実態等について調査研究及び分析を行い、その成果を広く公表し、関係者の活用に資する。食育に関する関心と理解を深めるために、必要な情報を容易に入手することができるよう、総合的な情報提供を行う。

(リスクコミュニケーションの充実)

食品の安全性に関する国民の知識と理解を深めるとともに、食育の推進を図るため、国、地方公共団体、関係団体が連携しつつ、消費者、食品関連事業者、専門家等の関係者相互間において双方向に情報及び意見の交換を行うリスクコミュニケーションを積極的に実施する。

(食品の安全性や栄養等に関する情報提供)

食品の安全性に関する国内外の様々な情報を国民が入手できるよう、パンフレットやホームページ等を通じて国民に分かりやすい形で情報を提供する。

地域において地方公共団体、関係団体やNPO等が行う意見交換会等への取組を支援する。

また、生活習慣病等を予防し、健康寿命の延伸を図ることを目的とした国民健康づくり運動として、ホームページや行事等を通じて科学的知見に基づく食生活の改善に必要な情報の普及啓発を図る。

健康の増進や生活習慣病の予防等の観点から科学的知見に基づき摂取すべきエネルギーや栄養素等の量を定めた「日本人の食事摂取基準」を定期的に作成・公表するとともに、国民が日常摂取する食品の成分を明らかにする「日本食品標準成分表」の充実を図り、その活用を促進する。

また、国民の健康増進の総合的な推進を図るため、国民健康・栄養調査を実施し、国民の身体状況や栄養素摂取状況と生活習慣との関係を明らかにすること等を通じて、食育推進の基礎的なデータとして、その成果を活用する。

さらに、肥満や糖尿病等の生活習慣病を効果的に予防するためには、食生活や栄養と健康に関する科学的

根拠の蓄積が必要であることから、関係府省や関係研究機関が連携しつつ、様々な分野にわたるデータの総合的な情報収集や解析等を推進し、その成果を公表する。

食料の生産等の実態に対する国民の理解増進を図ることはもとより、食料自給率の向上や農林漁業の振興等とともに、食育の推進を図るための基礎的なデータとして農林漁業や食料の生産、流通、消費に関する統計調査を実施し、公表する。

(食品表示の適正化の推進)

消費者が「食」に関して信頼できる情報に基づいて適切な判断を行うことができるよう、食品表示の適正化等に取り組む。

(地方公共団体等における取組の促進)

地方公共団体や関係団体等は、地域の実情に沿った情報や当該団体等の活動内容に即した情報を収集・整理し、より多くの国民が関心を持ち、また、活用できるようにその提供に努める。

(食育の海外展開と海外調査の推進)

我が国の食育の理念や取組等を積極的に海外に発信し、「食育（Shokuiku）」（英語では、Eating Education）という言葉が日本語のまま海外で理解され、通用することを目指す。

海外において行われてきた食生活の改善等に関する取組について、その具体的な手法と成果を調査し、その活用を図る。

(国際的な情報交換等)

海外の研究者等を招聘した講演会の開催や海外における食生活等の実態調査等を進める。

国際的な機関の活動に協力するとともに、これを通じて積極的な情報の共有化を推進する等、国際的な連携・交流を促進する。

国際的な飢餓や栄養不足の問題等に対する国民の認識を深めるため、その実態や国際的な機関による対策等の情報を積極的に提供する。

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の連携・協力の強化

食育の推進においては「第1 食育の推進に関する施策についての、基本的な方針」や「第3 食育の総合的な推進に関する事項」において述べたように、幅広い分野にわたる取組が求められている。

また、その主体も、国民の健康づくり等食育に関連する施策を行っている国の関係府省や地域に密着した活動を行っている地方公共団体はもとより、教育、保育、社会福祉、医療及び保健の関係者、農林漁業の関

係者、食品の製造、加工、流通、販売、調理等の関係者、料理教室その他の食に関わる活動等の関係者、さらには様々な民間団体やボランティア等に至るまで多様かつ多数である。

このため、食育に係る多様な関係者が、その特性や能力をいかしつつ、互いが密接に連携・協力して、地域レベルや国レベルの緊密なネットワークを築いていくことは、食育に関する施策の実効性を高めていく上から極めて重要であり、その強化に努める。

2. 地方公共団体による推進計画の策定等とこれに基づく施策の促進

食育基本法第17条及び第18条においては、都道府県及び市町村に対し、本計画を基本として、都道府県及び市町村の区域内における推進計画を作成するよう努めることを求めており、平成22年度までに全都道府県において推進計画の作成がなされた。

このため、都道府県においては、本計画及び都道府県食育推進計画に基づき、食育の推進の充実を図るとともに、食育基本法第32条で定める都道府県食育推進会議の設置を検討する。

また、全国各地で地域に密着した食育に関する活動が推進されるために、市町村が、食育推進計画を可能な限り早期に作成するよう、国から積極的に働きかけるとともに、都道府県とともに資料や情報の提供等適切な支援を行う。

さらに、今後、都道府県及び市町村は、食育に関する活動を行うNPO法人等民間団体、関係機関等の協力も得つつ、地域において多様な関係者の連携・協力の下、食育を推進する中核となる人材育成を検討し、国は、そのための情報の提供等適切な支援を行う。

3. 世代区分等に応じた国民の取組の提示等積極的な情報提供と意見等の把握

食育は、個人の食生活に関わる問題であることから、国民一人一人による理解と実践を促進することが何よりも重要である。

このため、食育基本法第29条第1項で定める食育担当大臣は、一人一人の国民が自ら食育に関する取組が実践できるように、世代区分等に応じた具体的な取組を提示する「食育ガイド」（仮称）を、教育学、医学、栄養学、農学等食育に関係する多様な分野の専門家や、地域の食育活動の担い手の意見を聴いた上で作成し、平成23年度中を目途に、食育推進会議に報告して公表するものとする。

また、食育に対する国民の関心や意識を高めていくために、多様な手段を通じた積極的な情報提供を行う

よう努めるとともに、国民の意見や考え方等を積極的に把握し、これらをできる限り施策に反映させていくことが必要であり、その促進に努める。

4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用

食育に関する施策を計画的に推進するためには、その推進状況を把握しつつ取り組むとともに、限られた予算を有効利用することが必要である。特に、「1. 多様な関係者の連携・協力の強化」において述べたように、食育は幅広い分野に関わり、多様な関係者による一体的な取組が必要であることにかんがみると、その必要性は一層大きいと考えられる。

このため、本計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、目標の達成状況を含めてその推進状況について、毎年度、適切に把握し、その効果等を評価して、これを広く国民にも明らかにするとともに、これを踏まえた施策の見直しと改善に努める。

また、厳しい財政事情の下、限られた予算を最大限有効に利用する観点から、選択と集中の強化、施策の重複排除、府省間連携の強化、官民の適正な役割分担と費用負担、執行状況の反映等の徹底を図る。

5. 基本計画の見直し

基本計画については、今後、計画期間終了前であっても必要に応じて見直しの必要性や時期等を適時適切に検討する。また、基本計画の見直しに当たっては、「4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用」において述べた施策の成果の検証結果を十分活用する。

なお、平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震の今後の事態の推移も踏まえ、計画期間の終了前であっても、必要に応じてこの計画の内容を見直すこととする。

福井市食育推進計画(改訂版)

平成 20 年 3 月初版発行
平成 24 年 2 月改訂

発 行 福 井 市

編 集 農 林 水 産 部 農 政 企 画 室
〒 910-8511
福井市大手 3 丁目 10 番 1 号
TEL 0776-20-5420
FAX 0776-20-5740
e-mail nousei@city.fukui.lg.jp

